

令和7年度(2025年度)用

# 保育施設・幼稚園等 のご案内

令和6年(2024年)9月現在



保育所・保育園

幼稚園

認定こども園

地域型保育

## おねがい

この冊子では、保育施設や幼稚園等の利用申込手続きや必要書類、保育サービスを紹介しています。

\* 保育施設…保育所(保育園)・認定こども園(保育部分)・地域型保育

\* 幼稚園等…幼稚園・認定こども園(教育部分)

よくお読みになった上で申込を行ってください。

※入所後も大切に保存しておいてください。

## もくじ

保活(保育施設選び)をはじめよう	1
*「育児休業延長」を許容できる方へ	2
保育施設や幼稚園等を施設の種類別に紹介	
さまざまな教育・保育施設	3
保育施設の利用申込	17
*特別支援保育	25
*広域入所(市外・転出入)	26
幼稚園等の利用申込	27
いくらかかるか確認しましょう	
利用者負担(保育料)	29
幼稚園や認可外保育施設等の利用者は要チェック	
施設等利用給付認定	33
その他の保育サービス	35
利用調整基準	37
教育・保育施設案内図	裏面



てがみにかいてあるぶんしょうが  
わからないときは…  
スマートフォンのアプリを  
つかってみましょう

If you don't understand what is written in the letter, you could take advantage of the applications of your smartphone.

If you don't understand Japanese letters from the nursery school (kindergarten) or city hall, you can use apps such as "Google Lens" with your smart phone camera and the app will translate them automatically. (For example) <https://lens.google/>  
\* Translations by the app are not always accurate, so please use them as references.

不理解日语信件的内容时,  
利用手机软件来解决吧!

如果您不理解幼儿园或市役所发来的日语信件时,在手机中下载“Google 智能镜头 (Google Lens)”软件,可以帮助您翻译理解。  
(例)<https://lens.google/>  
\* 不能保证翻译内容完全正确,但可以作为参考。



保育入所課公式X(エックス)があります

保育施設等の申込に関する情報などをお知らせします。  
[https://x.com/koshi\\_nyusho](https://x.com/koshi_nyusho)



- 保育施設・幼稚園に関すること  
越谷市子ども家庭部保育入所課 電話 048-963-9167 (直通)
- その他の保育サービスに関すること  
越谷市子ども家庭部子ども施策推進課 電話 048-963-9165 (直通)
- 受付 8時30分～17時15分(平日)

〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 <https://www.city.koshigaya.saitama.jp>

# 保活をはじめよう

—先輩パパママからのメッセージ—

保育施設・幼稚園等は、送迎の時間や通勤ルート、行事など毎日の生活に直結します。何より、入園したら、毎日成長していくお子さんが過ごす大事な場所です。多様なニーズに対応するため、施設の種類も預け方もさまざまで、制度も複雑になっています。

理解を深めながら、後悔しない保育施設選びをしましょう。

※保育施設希望の方は、「申込前の準備（19ページ）」もあわせてチェック！

※3ページ参照

①

## 様々な保育施設を知り 理想をイメージする

まわりの人と話し合っ  
て「納得できる保育施設」  
を考える



- 保育施設・幼稚園等と言っても、「保育所(保育園)」や「幼稚園」だけでなく、両方の機能をあわせもつ「認定こども園」や、2歳児までの家庭的な「地域型保育」など多種多様。
- それぞれの特徴をつかみ、まずは理想をイメージしましょう。
- 「家の近くが良い」、「職場の近くが良い」、「●●に力を入れている園が良い」、「祖父母に頼るなら」…など、さまざまな観点で家族などまわりの人と考えることが大切です。
- 毎日の生活に直結する保育施設・幼稚園等が、だんだん具体的になっていきます。

※19ページ参照

②

## 情報を集め 保育施設をさがす

希望の条件で施設さがし  
広い視野で情報収集



- 利用したい施設のイメージがいたら、具体的な施設を探しましょう。
- 一斉見学会や随時の見学(直接園に電話)で保育内容や特色をチェック。
- 保育施設(保育所(保育園)・認定こども園(保育部分)・地域型保育)を選びたい場合、申込書に希望施設をたくさん記入できるようになっています。理想とあわせ、希望がかなわない場合に備え、保留(入れない)の結果になるよりも「この園までなら納得できる」、「場合によってはこの園でも良い」ところまで考えましょう。
- 3歳から入園できる幼稚園等(幼稚園や認定こども園(教育部分))を目指す場合、各園で実施するプレ保育や説明会にも参加してみましょう。

先輩パパママからのメッセージ

### Aさん(1歳児で私立保育園に入所)

初めての子で保育園のことが分からなかったの  
で、できる限り見学に行くようにしました。  
先生たちにいろいろ聞いたのがよかったです。  
1歳児が一番混雑していると聞いて心配でしたが、  
保育入所課に相談したら、前回4月の待ち人数  
や入れた人の最低指数を教えてくれて、なるべく  
多く希望を書くようアドバイスをもらえました。  
入れた保育園は第1希望ではなかったけど、優し  
い先生方で安心して預けることができている。  
行事で立派に発表する5歳児さんを見て、うちの  
子の成長が今からとても楽しみです。

先輩パパママからのメッセージ

### Bさん(0歳児で地域型保育に入所)

先輩のママ友から薦められて、今回入所した地域  
型保育の園を第1希望にしました。  
入った園では、大きな園のように送迎時に荷物を  
いろんなところにセットすることはありません。  
入口に荷物をまとめて受け渡すだけで、その分、  
園での様子を伝える時間をしっかりとるようにし  
てくれています。先生方は丁寧で、ちょっとした  
成長と一緒に喜んでくれます。  
地域型保育の園を選んでよかったです。

# 「育児休業延長」を許容できる方へ

※「希望の保育施設に入れなければ、育児休業を延長する」方向けの内容です。  
 ※申込をしていない方に、育児休業延長手続に必要な「保留通知書」は発行できません。

育児休業の延長を許容できる ※保留通知の発行は確約できません。申出書を提出しても「入所」の結果となる可能性があります。	どうやって利用調整されるの？ 指数の減点(-100点)をし、利用調整を行います。	何を提出したらいいの？ 次の書類を提出 <input type="checkbox"/> 申込書 <input type="checkbox"/> 育児休業に関する申出書 <input type="checkbox"/> マイナンバー記入用紙(省略できる場合あり(22ページ参照))	・結果はいつ届くの？ ・何が届くの？ ・結果通知時期 ●一斉受付分 →2月上旬 ●2次受付分 →3月上旬 ●3次受付分 →3月中旬 4月入所 5月以降 入所希望前月の下旬	保留通知と別途「入所できていない証明」が必要となったが、発行可能？ 電子申請や発行申請書 <b>DL可</b> を提出。後日発行します 発行まで1週間程度かかります。また、証明月の1日以降の発行となります。 ※詳しくはホームページ参照 ※手続は、保育入所課窓口のほか、市ホームページから電子申請で行えます。
	育児休業の延長を許容できる・できないにかかわらず毎月の期限までに保育施設の申込みが必要です。	22ページを参照 ※申込書のほかに保育の必要性を証明する書類等が必要です。	・通知内容 ●承諾 →承諾・あっせん通知書 ※23ページ参照 ●保留 →保留通知書	QRコード

- ・育児休業給付金は、原則として、子が1歳に達するまでの休業について支給される制度です。
- ・延長に際して、ハローワークの審査が必要となりますが、令和7年4月延長分から、この審査が厳格化されます。
- ・申請者が実際に保育施設の利用を希望し、それが職場復帰を早めるためであることをハローワークが認めた場合に限り、支給延長が可能となります。「育児休業給付の延長を希望」「入所保留となることを希望」「早急な保育所等への入所を希望していない」など保育施設入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明らかな場合、入所保留となっても育児休業給付の延長が受けられません。詳しくは勤務先又はハローワークにお問い合わせください。

※保育施設 17ページ・幼稚園等 27ページ参照

## ③ 希望する施設の種類をしくみをチェックする

施設の種類によって  
 制度もさまざま  
 しくみや申込方法をおさらい



- ・申込書の記入を始める前に、希望する保育施設・幼稚園等の制度をおさらい。例えば、次の点。

- ◆保育施設
  - ・入所中は、「保育認定(2号・3号)」が必要。
  - ・申込時は、父母共に就労証明書等の提出が必要。
  - ・育児休業取得中の場合、入所できたら入所翌月14日までに職場復帰が必要。
- ◆幼稚園等
  - ・保育認定と同様の就労等をしていて、教育時間(10~14時が多い)前後に預かり保育を利用する場合、「施設等利用給付認定(新2号)」を受けると1日当たり450円(上限)の給付が受けられる。

- ・利用者負担(⇒29ページ参照)も、確認。
  - ・0~2歳児は、父母の税額(市民税所得割額)で保育料が決まり、9月に額の見直しがある。
  - ・3~5歳児は、施設の種類で保育料のしくみが変わる。
- ・分からない点は、保育入所課にお問合せを。

**Cさん** (認定こども園1号に入園)  
 地域型保育卒園を機に、教育も保育も両方に力を入れている認定こども園にひかれて今の園を選びました。方針や認定ごとの料金などが独特で難解…。説明会に行ってみたらよく理解できたので、希望する人は行った方がよいですよ。  
 結果、私は土曜日勤務がなく、お迎え時間も間に合うので「1号&新2号(5ページ参照)」にしました。

先輩パママからのメッセージ

※保育施設 21ページ・幼稚園等 27ページ参照

## ④ 申込書を記入して、受付会場へ

申込書はできる範囲で  
 あらかじめ記入  
 余裕をもって会場へ



- ・保育施設の場合、市に申込となります。
- ・4月から入所したい場合は、「一斉受付」として、お子さんの面接(10月)後、書類受付(11月)で書類を提出し受付完了となります。(結果は2月上旬)
- ・5~3月から入所したい場合は、お子さん同伴で保育入所課へ。
- ・保育施設は、利用調整基準(⇒37ページ参照)による指数順にあっせんします。
- ・幼稚園等の場合は、願書など必要書類を園に提出。その際、必要な「認定」の書類も併せて提出。

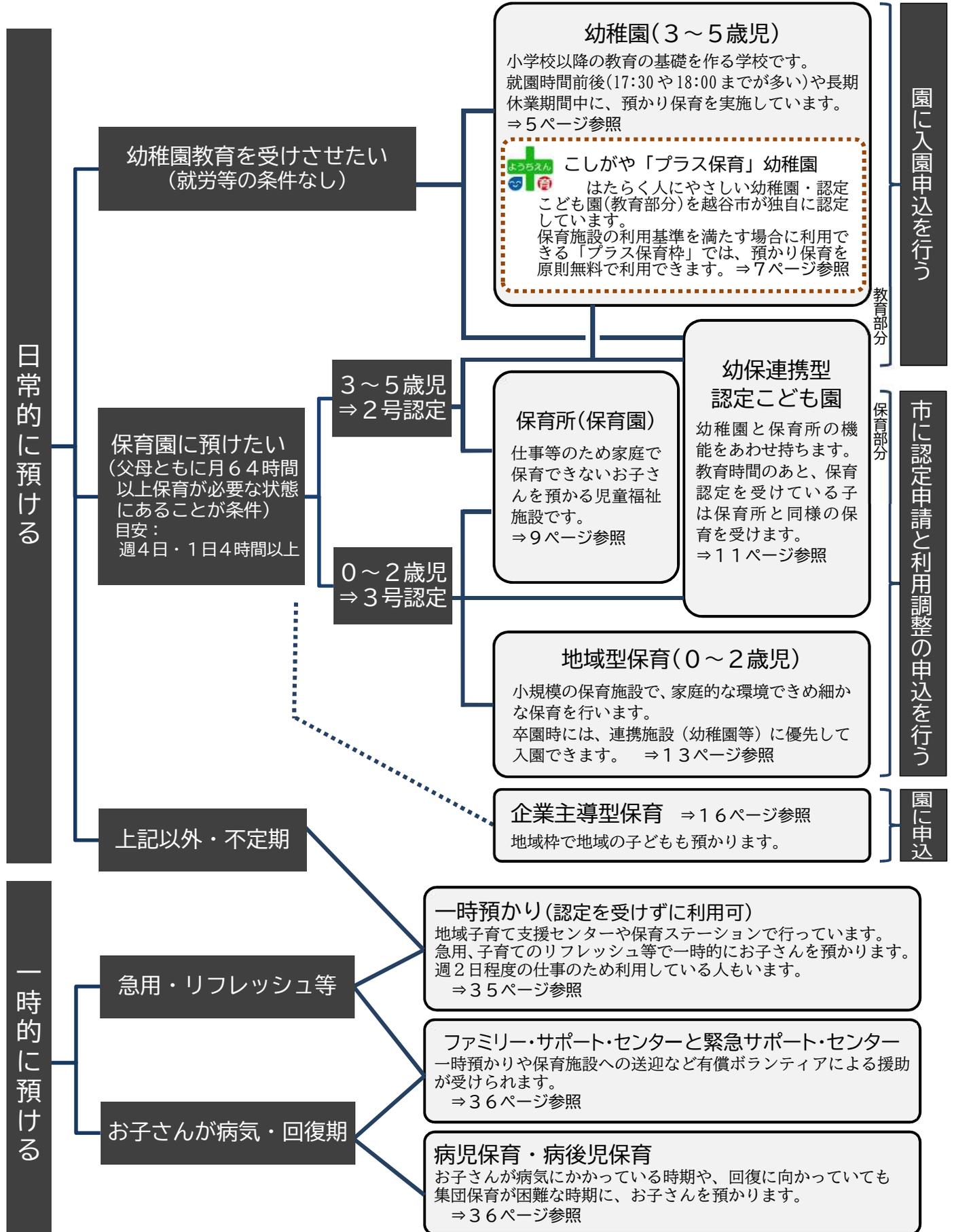
**Dさん** (3歳児でプラス保育幼稚園に入園)  
 0歳児から公立保育所に入りましたが、私自身は幼稚園出身で、本当は幼稚園に行かせたいと思っていました。そしたら、越谷では「プラス保育」という仕組みができて、試しに幼稚園の説明会へ。「18時まで、振替休日がある、でも幼稚園教育が受けられる」…時短勤務にして、少し頑張れば対応できるかな、と思い、思い切ってプラス保育の幼稚園に転園しました。  
 幼稚園なのでお昼寝がなく、最初は家に帰るとバタンキュー。でも、あっという間に慣れて、年長さんの今では、お友達との話を毎日楽しそうにしてくれます。我が家には大正解でした。朝だけです、園バス利用ができるのも助かっています。

先輩パママからのメッセージ

# 1

## さまざまな教育・保育施設

越谷市では、お子さんをお預かりする教育・保育施設が次のとおりあります。状況や目的に応じて選びましょう。



※このほか、認可外保育施設があります(⇒36ページ参照)。越谷市ホームページに施設一覧や立入調査の結果を公表しています。



## ★ 施設の種類の利用までの流れ

- ◆ 就学前のお子さんを預ける施設の種類の、前ページのとおりさまざまです。
- ◆ 「クラス年齢」やそれぞれの種類の利用条件、特徴などを踏まえ、ご家庭の状況にあわせた施設選びをしましょう。特に、「保育施設」は市が利用調整（指数順に希望順位の高い施設に入所決定）を行いますので、先入観を持たず選択肢を広げることが大切です。
- ◆ 利用までの大まかな流れについて、施設の種類別に下表のとおりまとめました。
- ◆ 次のページから、施設の種類ごとに詳しい紹介をしていきます。

状況・目的	クラス年齢 (ページ下部参照)		施設の種類の	利用までの流れ	
	0~2歳児	3~5歳児		施設の種類に応じた「認定」を受けることが必要となります。次のページを参照してください。	施設の種類に応じた「認定」を受けることが必要となります。次のページを参照してください。
★就労等で継続的に預かり保育を利用したい  (就労等の条件はありません)	○	○	プラス保育幼稚園のプラス保育枠 幼稚園(新制度) 越谷市内では越谷幼稚園のみ(従来型) 上記以外	園に申込 → 園が入園決定 → 利用開始 従来型幼稚園 申込時に手続 施設等利用給付認定(新1号・新2号・新3号)を申請 新制度幼稚園・認定こども園(教育部分) 申込時に手続 教育・保育給付認定の教育標準時間認定(1号)を申請。加えて、預かり保育給付希望者は施設等利用給付認定(新2号・新3号)も申請	3類型共通 プラス保育幼稚園でプラス保育枠の条件を満たす場合、プラス保育枠利用申込を行う
★保護者ともにフルタイム勤務 ★保護者いずれかがパートタイム勤務  この冊子では… <b>保育施設</b> といえます	○	○	認定こども園 保育部分 保育所・保育園	市に申込 → 市が利用調整(指数順) → 承諾 → 利用開始 市に申込 → 保留	保育所(園) 保育が必要な方向け。 *市に申込 *市が利用調整
	○	○	地域型保育	園に申込 → 園が入園決定 → 利用開始 教育・保育給付認定の保育認定(2号・3号)を申請(利用調整申込書と用紙を兼ねている)	認定こども園(教育部分) 就労等の条件なし。 *園に申込 *園が入園決定
	○	○	企業主導型保育	園に申込 → 園が入園決定 → 利用開始 教育・保育給付認定の保育認定(2号・3号)を申請	(保育部分) 保育が必要な方向け。 *市に申込 *市が利用調整
★週2日程度の勤務 ★子育てのリフレッシュで一時的に預けたい	○	○	一時預かり	施設に登録 → 予約 → 利用	地域型保育 保育が必要な方向け。 *市に申込 *市が利用調整

## 「ご案内」の構成

<b>幼稚園</b> 就労等の条件なし。 *園に申込 *園が入園決定  プラス保育 保育が必要な方向け。市が認定した幼稚園等。 *園に申込 *園が入園決定	幼稚園
<b>保育所(園)</b> 保育が必要な方向け。 *市に申込 *市が利用調整	保育所・保育園
<b>認定こども園(教育部分)</b> 就労等の条件なし。 *園に申込 *園が入園決定	認定こども園(教育)
(保育部分) 保育が必要な方向け。 *市に申込 *市が利用調整	認定こども園(保育)
<b>地域型保育</b> 保育が必要な方向け。 *市に申込 *市が利用調整	地域型保育
<b>企業主導型保育</b> 保育が必要な方向け。 *園に申込 *園が入園決定	企業主導型保育
<b>その他の保育サービス</b> 一時預かり、病児保育等の概要	一時・病児・認可外等

## 令和7年度のクラス年齢

※4月1日現在の年齢でクラスが決まります。

クラス年齢	生年月日
5歳児(年長)	平成31年(2019年)4月2日 ~ 令和2年(2020年)4月1日
4歳児(年中)	令和2年(2020年)4月2日 ~ 令和3年(2021年)4月1日
3歳児(年少)	令和3年(2021年)4月2日 ~ 令和4年(2022年)4月1日
2歳児	令和4年(2022年)4月2日 ~ 令和5年(2023年)4月1日
1歳児	令和5年(2023年)4月2日 ~ 令和6年(2024年)4月1日
0歳児	令和6年(2024年)4月2日 ~

例 0歳の子が8月12日で1歳になった → 年度中は0歳児クラス

**幼稚園・認定こども園(教育部分) → 認定こども園の「保育部分」は11ページ**

- 満3歳以上のお子さんで、教育を希望される場合、幼稚園や認定こども園(教育部分)を利用できます。
- 「教育標準時間認定(1号認定)」を受けて入園する園(幼稚園・認定こども園(教育部分))と、従来型の幼稚園があります。

**クラス年齢**

3～5歳児  
 ※園によっては、「満3歳児保育(3歳の誕生日からの受入れ)」を行っているところもあります。

**入園方法** ⇒具体的には27ページ参照

園に申込。園が入園の可否を決定します。  
 (※保育部分は市に申込・市が利用調整)  
 ※4月入園は10月15日願書配布、11月1日願書受付です。

**利用に必要な認定** ⇒入園申込時に園で手続

**従来型幼稚園**

条件に応じて「施設等利用給付認定」を受けてください。

施設等利用給付認定の条件		認定区分
預かり保育の給付を受けたい場合	3歳児～5歳児	新2号認定
※父母共に「保育が必要な事由」が必要です。	満3歳児 ※市民税非課税世帯に限る	新3号認定
上記以外の場合		新1号認定

**新制度幼稚園**

**認定こども園(教育)**

**★必須要件**

「教育・保育給付認定」の「教育標準時間認定(1号)」  
 ※「保育が必要な事由」は必要ありません。

**★預かり保育の給付を受けたい場合**

上記に加えて、「施設等利用給付認定」を受けます。

施設等利用給付認定の条件	認定区分
3歳児～5歳児	新2号認定
満3歳児 ※市民税非課税世帯に限る	新3号認定

※父母共に「保育が必要な事由」が必要です。

**利用者負担額(基本の保育料)で利用できる時間**

※時間は施設により異なります



**ポイント**

こしがや「プラス保育」幼稚園の「プラス保育枠」は、8時～18時の預かり保育料が実質無料となります。

詳細は7ページ参照

**園に入園申込**

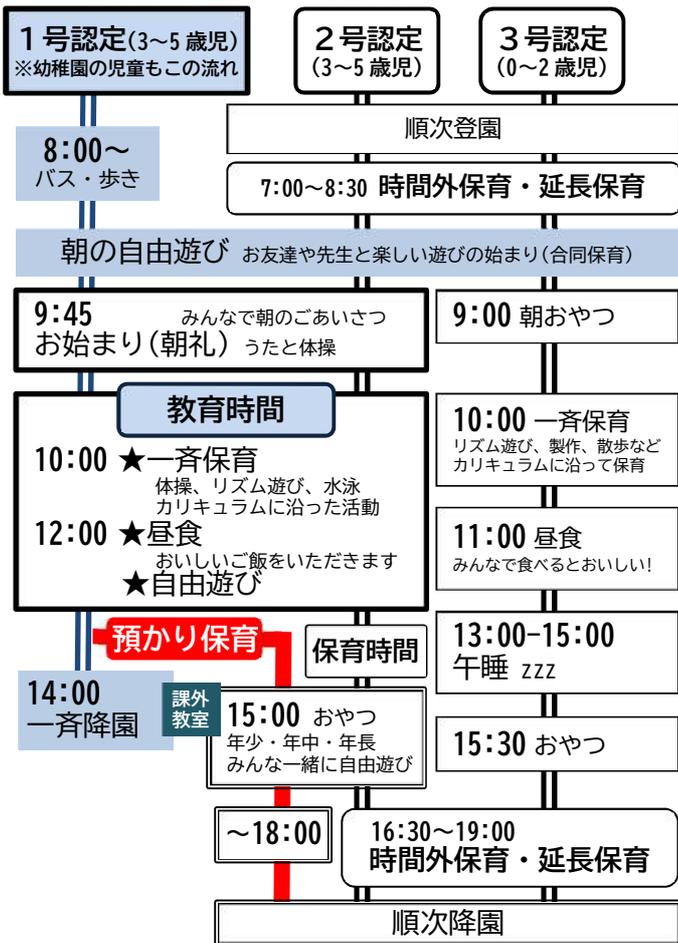
市による指数順の利用調整はありません。

**申込時の保育認定(2号)の施設(保育所、認定こども園等)と新制度幼稚園(1号)の併願** ⇒28ページ参照

教育・保育給付認定は、2号認定と1号認定の認定申請を並行して行うことはできません。2号認定も受けることを幼稚園に伝え、了解を得た上で保育施設の申込を行ってください。  
 ※園に黙っていても、認定申請の時点で判明してしまいます。

- プラス保育幼稚園以外でも、長時間の預かり保育を実施している園が多くあります。
- 長期休業期間(夏休み等)は原則お休みとなりますが、預かり保育を実施している園が多くあります。

**例 認定こども園の1日**  
 ※幼稚園の児童は「1号認定」の流れ



**33ページ** 施設等利用給付認定  
 従来型幼稚園・・・**全員**  
 新制度幼稚園  
 認定こども園(教育) } **希望者**

**27ページ** 教育標準時間認定  
 新制度幼稚園  
 認定こども園(教育) } **全員**

施設等利用給付認定と実際の利用はリンクしません。新2号認定や新3号認定を受けても園の受入体制等により預かり保育を利用できない場合があります。

**教育部分**  
の一覧です

**幼稚園・認定こども園(教育部分)の一覧** ⇒認定こども園の保育部分は12ページ参照

	幼稚園・認定こども園名	所在地 ※(教)教育部分の所在地	電話番号 (048)	預かり保育(一時預かり)の実施内容							無償化認可外合算	障がい児等の受入	満3歳児受入	入園内定後 認定申請
				プラス保育幼稚園 類型	P保育枠定員	平日最大 預かり	土曜最大 預かり	長期休業中		実施				
新制度	越谷教会附属越谷幼稚園	御殿町 4-33	962-2743	●	35	8:00~18:00	×	○	盆末春		○	○	入園内定後 認定申請	
従来型幼稚園	萩原第一幼稚園	赤山本町 3-13	962-4358	●	115	7:30~18:00	×	○	盆末春			○		
	照蓮院さくら幼稚園	瓦曽根 1-5-43	962-4837	●	35	8:00~18:00	×	○	盆末春			○		
	越谷わかば幼稚園	南越谷 5-20-5	986-5645	強化	110	7:30~18:30	8:00~16:00	◎						
	愛隣幼稚園	蒲生 3-9-13	986-4915	●	60	7:30~18:30	×	○	盆		△	○		
	越谷くるみ幼稚園	神明町 1-82	962-8555	●	25	8:00~18:00	×	○	盆			○		
	精華幼稚園	登戸町 20-33	986-3747	●	40	7:30~18:30	×	○	盆末春		△			
	あやの幼稚園	大成町 1-40-2	985-2395	●	20	8:00~18:00	×	○	盆 春			○		
	大沢幼稚園	大沢 578-1	974-6443	●	60	8:00~18:00	×	○	盆末春			○		
	アスナロ幼稚園	弥十郎 737-1	975-2948	●	40	8:00~18:00	×	○	盆			○		
	大袋幼稚園	大竹 822	975-5050	強化	120	7:30~18:30	7:30~17:00	◎			△	○		
	南越谷幼稚園	川柳町 1-111	987-0161	●	25	8:00~18:00	×	○	盆末春					
	松沢幼稚園	谷中町 2-94	966-8686	●	50	8:00~18:00	×	○	盆末春			○		
	萩原第二幼稚園	新越谷 1-294	986-6891	●	70	8:00~18:00	×	○	盆末春			○		
	さなえ幼稚園	東町 3-330	985-3120	●	50	8:00~18:00	×	○	盆末					
	清浄院幼稚園	大松 700	976-1361	●	50	7:30~19:00	×	○	盆		△	○		
あゆみ幼稚園	恩間新田 221	978-4188	●	15	8:00~18:00	×	○	未		◎	○			
レイクアスナロ幼稚園	レイクワン 9-2-7	961-8889	●	40	8:00~18:00	×	○	盆末						
認定こども園(教育部分)	第二愛隣こども園	川柳町 3-275-1	986-0318			7:30~18:00	×	○	盆 春			○		入園内定後 認定申請
	認定こども園小牧	(新)大間野町 5-147-1	985-4890	●	15	8:00~18:00	×	○				○		
	こぼとの里こども園	神明町 3-246-3	964-5660			8:00~18:00	×	○	盆末春			○		
	越谷さくらの森	増林 5987-1	966-0301			7:00~19:00	7:00~19:00	◎				○		
	認定こども園しらこぼ幼稚園	袋山 631-3	977-8031	強化	25	7:30~18:30	7:30~18:30	◎			△	○		
	認定こども園北越谷幼稚園	北越谷 3-2-18	976-5717	強化	25	7:00~19:00	8:00~17:00	◎						
	しらとりこども園	弥十郎 275-1	977-7131	強化	15	7:30~18:30	7:30~18:30	◎						
	認定こども園まどか幼稚園	平方 299-2	974-5435	強化	30	8:00~19:00	8:00~17:00	◎				○		
認定こども園小どうぞ幼稚園	南荻島 4336-5	976-1972	●	20	8:00~19:00	×	○	盆末春		△	○			
(仮称)大袋わかばの森こども園	大杉 492-1	976-4880	強化	65	7:30~18:30	8:00~17:00	◎							

※「大袋わかば幼稚園」は「(仮称)大袋わかばの森こども園」として令和7年4月から認定こども園に移行予定です。  
○市外の園も、「従来どおりの幼稚園」、「新制度幼稚園」、「認定こども園」の3種類があります。  
○預かり保育の対象や利用方法は、各園にお問い合わせください。新2号認定であっても利用できない場合があります。

**■表の注釈**

プラス保育幼稚園	類型	●…基本型で実施(長期休業中の平日3/4以上開園) 強化…機能強化型で実施(長期休業中の平日毎日開園)
	P保育枠定員	「プラス保育枠」の定員数(3~5歳児の合計)
平日最大預かり		最大の預かり時間
土曜最大預かり		最大の預かり時間 ×…土曜日は開所しない
長期休業中(長期休業期間中の預かり)	実施	◎…平日と土曜は毎日実施 ○…平日のみ実施(実施日は各園にお問い合わせください)
	休み	盆…お盆休み有 末…年末年始休み(12/29~1/3以外)有 春…春休み有
無償化認可外合算		可…無償化の預かり保育給付で認可外保育施設利用分の合算が可能(給付上限11,300円/月) ※越谷市内で合算可能な幼稚園等はありません。
障がい児等の受入(要相談)		◎程度を問わず受入相談可 ○…中程度まで受入相談可 △軽度は受入相談可
満3歳児受入		○満3歳児(3歳の誕生日から)の受入れを行っている

**ポイント**

同一の認定こども園の「教育部分」と「保育部分」の切替え

「教育部分」➡「保育部分」		「保育部分」➡「教育部分」			
入園した翌月から認定区分を変更可能です。		教育部分の定員に空きがあれば可能です。			
<table border="1"> <tr> <th>手続方法</th> <td>新規の保育施設希望者と同じ ⇒17ページ参照</td> </tr> </table>	手続方法	新規の保育施設希望者と同じ ⇒17ページ参照	<table border="1"> <tr> <th>手続方法</th> <td>教育部分の空き状況を園に確認の上、園に申請書類を提出する</td> </tr> </table>	手続方法	教育部分の空き状況を園に確認の上、園に申請書類を提出する
手続方法	新規の保育施設希望者と同じ ⇒17ページ参照				
手続方法	教育部分の空き状況を園に確認の上、園に申請書類を提出する				
※保育認定の入園希望者は、全員に指数を付け、指数の高い方から利用の可否が決まります。同一園であっても、保育部分の定員や受入体制により認定区分を変更できないことがあります。					
※別施設を希望する場合、お子さんの面接が必要です。同一園のみの場合は面接不要です。					



# こしがや 「プラス保育」幼稚園

越谷市オリジナル



- ◆越谷で保育施設選びをしていると、よく目に飛び込んでくる「プラス保育」。
- ◆他の街にはないオリジナルのしくみです。
- ◆就労や就学の方が利用できる「プラス保育枠」は、3歳児以上の預け先として約800人のお子さんが利用しています。
- ◆しくみや利用方法を押さえておきましょう。

▶「プラス保育」幼稚園とは…

▶「プラス保育枠」とは…

**仕事等をしている方にやさしい幼稚園!**

- \*夏休み等も平日の3/4以上開園
- \*かかる費用は「保育施設ガイド」で確認できる

**平日8~18時の預かり保育料が原則無料!**

- \*対象：3歳児以上
- \*条件：就労・就学で保育所等の入所条件を満たす方
- \*各園に定員がある

※就労等以外の預かり保育料やおやつ代等は別途徴収の場合があります)

## 「プラス保育」幼稚園とは

- ◆保育施設希望者にやさしい長時間預かり保育を行う私立幼稚園と認定こども園(教育部分)を「こしがや「プラス保育」幼稚園」と認定。
- ◆認定園では、教育時間前後の預かり保育を充実させます。
- ◆さらに、「プラス保育枠」を設定し、保育所等の入所条件を満たす就労等の方(定員有)は、8時~18時の預かり保育が原則無料となります。



「プラス保育枠」の場合、8時~18時の預かり保育料が実質無料となります

**シンボルマークです!**

プラス「+」と、カタカナの「ホ」を重ねたもので、笑顔や、丸字の「ようちえん」の表記から、「プラス保育」幼稚園を表現しました。笑顔の部分は青(越谷ブルー)、プラスの部分は緑、「育」の部分は赤とし、越谷市のイメージである「水と緑と太陽」を表しています。未来を担う越谷の子ども達の夢を育てる事業になってほしい、そんな想いをこめました。実施園の見えやすいところに掲示しています。

「プラス保育」幼稚園の一覧 ⇒詳細は6ページ

基本型	機能強化型
長期休業中の平日3/4以上開園	長期休業中の平日毎日開園
<ul style="list-style-type: none"> <li>・越谷教会附属越谷幼稚園</li> <li>・萩原第一幼稚園</li> <li>・照蓮院さくら幼稚園</li> <li>・愛隣幼稚園</li> <li>・越谷くのみ幼稚園</li> <li>・精華幼稚園</li> <li>・あやの幼稚園</li> <li>・大沢幼稚園</li> <li>・アスナロ幼稚園</li> <li>・南越谷幼稚園</li> <li>・松沢幼稚園</li> <li>・萩原第二幼稚園</li> <li>・さなえ幼稚園</li> <li>・清淨院幼稚園</li> <li>・あゆみ幼稚園</li> <li>・レイクアスナロ幼稚園</li> <li>・認定こども園小牧(1号)</li> <li>・ぶどうぞの幼稚園(1号)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大袋幼稚園</li> <li>・越谷わかば幼稚園</li> <li>・しらこぼと幼稚園(1号)</li> <li>・北越谷幼稚園(1号)</li> <li>・しらとりこども園(1号)</li> <li>・まどか幼稚園(1号)</li> <li>・(仮称)大袋わかばの森こども園(1号)</li> </ul>

### 基本型と機能強化型

- ▶基本型  
夏休み・冬休み・春休みにお休みがある。
- ▶機能強化型  
休業期間も平日毎日開園。

月	火	水	木	金	土	日	
7月	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	1	2	3	4	5
8月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24		
	27	28	29	30	31		

お盆休み

※冬休みは、種類問わず12/29~1/3は休み。基本型の園は、この期間を除き平日の3/4以上開園します。

※基本型の場合、機能強化型は平日毎日開園します。

※太字は、令和7年4月から新しく実施予定の幼稚園等です。



行きはバス利用、帰りは自分でお迎え…といった利用も可能です。園にご相談ください。

※プラス保育枠以外でも、新2号認定の場合、「450円×利用日数/月」の給付を受けられます(⇒33ページ参照)

### ポイント

- ◆「プラス保育」幼稚園では、3種類の利用区分があります。
- ◆プラス保育枠にならず、「新2号」を受けて預かり保育を利用している方もたくさんいます。
- ◆ライフスタイルにあわせ選択してください。

全園児 ※預かり保育が不要な子どもも入園している	(うち預かり保育給付希望者) 施設等利用給付(新2号) ※プラス保育枠以外の場合、新2号認定があっても受入体制等により預かり保育を利用できない場合があります。	(うちプラス保育枠希望者) <b>プラス保育枠</b>
-----------------------------	---	--------------------------------

- ▶10時間以上開園  
ある程度長時間の預かりにも対応。園によっては、もっと長い預かりも行う。
- ▶振替休日などがある  
各園で創立記念日や行事等の振替休日がある。日数は冊子「保育施設ガイド」で確認を。
- ▶土曜日は休園(※一部除く)  
園によっては開園しているところも。(一覧で確認を)
- ▶長期休業期間(夏休み等)  
平日は3/4以上開園
- ▶費用等が「見える」  
預ける上で気になる情報を「保育施設ガイド」などに掲載。保育施設と具体的に比較可能  
○保育料等の各種費用  
○平日参加が求められる機会、休園日など

# 「プラス保育枠」

## 保育施設の入所条件を満たす就労等の方が対象（各園に定員有）

※「プラス保育枠」には定員があります。

幼稚園に入園できて、各園の申込状況によりプラス保育枠の利用ができない場合があります。（定員を超えた場合は各園で選考実施）

### プラス保育枠の預かり保育料

- 「プラス保育枠」となった場合の預かり保育料は、月額「450円×利用日数（上限11,300円）」です。
- 施設等利用給付認定の「新2号認定」を受けている場合の預かり保育給付額（補助額）と同額ですので、**8時～18時の教育時間前後の「預かり保育」は、原則として自己負担なく利用できます（＝原則無料！）**。
- さらに、預かり保育料と給付の精算は市と幼稚園で直接行いますので、**原則、お金のやりとりがありません。**

（例）3歳児でかかる費用（8:00～18:00 で月20日預かり保育を利用する場合）

	施設名	保育料	その他の費用	合計
私立保育園	A 保育園	0円	主食代 1,000円 副食費 4,500円 寝具リース 1,000円	6,500円 (保育園)
プラス保育幼稚園	B 幼稚園	27,000円 施設等利用給付 -25,700円 実質 1,300円	給食費 6,600円 教材費 1,000円 冷暖房費 500円 +預かり保育料 9,000円 預かり保育給付 -9,000円	9,400円 A 保育園比 +2,900円
※別途入園時に入園料等がかかる	C 幼稚園	25,500円 施設等利用給付 -25,500円 実質 0円	給食費 3,900円 教材費 1,000円 冷暖房費 500円 +預かり保育料 9,000円 預かり保育給付 -9,000円	5,400円 A 保育園比 -1,100円

●上記のほか、次のような費用がかかる場合があります。  
「預かり保育時間用のおやつ代等の実費」、18～18時を超える時間の「延長保育料」、「幼稚園の保育料、給食費等」、「入園時の入園料等」

施設等利用給付  
(預かり保育給付)

・450円×利用日数  
(上限11,300円)

預かり保育料  
(8～18時分)

・450円×利用日数  
(上限11,300円)

同額のため、原則として自己負担なく預かり保育を利用できます（＝原則無料！）

- 条件にあわない方・市外在住の方  
プラス保育枠の対象外ですが、「プラス保育枠」以外にも各園独自に月ぎめやスポット利用を行っていますので、各園にご相談ください。
- プラス保育枠で預かり保育ができる日と時間  
就労等で必要な日に必要な時間のみです。
- 定員を超える場合  
各園に定員があります。  
定員を超える場合は、各園が選考を行います。
- 月途中の利用開始・月途中の退園  
月単位で考えますので、原則できません。
- 夏休みのみの利用  
「プラス保育枠」の対象外となります。
- 新入園児の注意
  - ・お子さんが慣れる期間として慣れ保育があります。
  - ・入園式前の預かりについて、園によっては代替手段（認可外保育施設等の利用）による対応となる場合があります。

### プラス保育枠を利用するには

幼稚園等のしくみに上乗せした事業のため、入園方法は幼稚園・認定こども園(教育部分)と同じです。  
(⇒5ページ参照)

#### プラス保育枠の利用条件

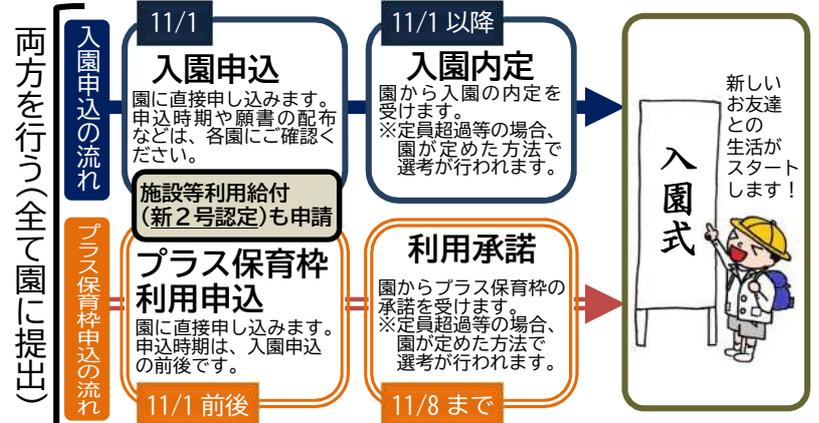
「プラス保育枠」になりたい場合は、さらに次の全てを満たす必要があります。

- 越谷市民の3歳児～5歳児  
※市外の方や、満3歳児は対象外です。
- 施設等利用給付(⇒33ページ参照)の「新2号認定」を受けている方で、「保育が必要な事由」が就労・就労内定・就学のいずれかに該当する方
- 3か月以上継続して預かり保育を利用する方

※「病気・障がい」や「病人の看護等」の要件は原則として対象外です。  
また、産前産後休暇中や育児休業中の場合は対象外となります。  
※同居の65歳未満の保護者の父母が無職の場合は対象外です(病気等で保育できない場合を除く)。

#### 利用申込

「入園申込」・「新2号認定申請」・「プラス保育枠利用申込」を全て園に行うこととなります。※日付は4月入園申込(1回目)の日程



#### 必要書類

各園の受付期間に、園に提出してください。

区分	必要書類
全員必要	<input type="checkbox"/> プラス保育枠利用申込書 <input type="checkbox"/> プラス保育枠エントリーシート
同居の祖父母が令和7年4月1日で65歳未満のみ	<input type="checkbox"/> 同居の祖父母の「保育が必要な事由」を証明する書類 ※施設等利用給付(新2号認定)と同内容です。

※申込書類は9月下旬から市と園で配布予定です。

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園(教育)

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可等

# 保育所・保育園

各施設の詳細は「保育施設ガイド」をご覧ください。  
特徴や施設からのメッセージがあります。

- ・保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする児童福祉施設です。

## クラス年齢 ⇒一覧参照

原則として0～5歳児（異なる園もあります）。

## 入園方法 ⇒具体的には17ページ参照。指数は37ページ参照

市に申込。指数順に利用調整し入園の可否や入園先を決定します。

## 利用に必要な認定

「教育・保育給付認定」の「保育認定(2号・3号)」

※父母共に「保育が必要な事由」が必要です。

## 利用者負担額(基本の保育料)で利用できる時間

満1歳未満の保育時間に条件が付く施設があります(⇒一覧参照)。

預けたい時間区分にあわせて施設をお選びください。

- ※土曜日に開所していない施設や、開所時間・閉所時間が異なる施設、料金設定が異なる施設があります。

## 月曜日～金曜日 ※保育標準時間が保育短時間かで料金設定が変わります



※延長保育料等の徴収に関するルールの詳細は、園がそれぞれ定めています。

越谷どろんこ保育園と越谷レクタウんどろんこ保育園は、料金設定が異なります(延長保育・時間外保育(無料時間帯含む)とも500円/30分)。詳細は園にご確認ください。

## 例 保育所・保育園の1日

2号認定  
(3～5歳児)

3号認定  
(0～2歳児)



保育標準時間

条件(就労の場合)  
就労時間が  
月120時間以上

保育短時間

条件(就労の場合)  
就労時間が月64時間以上  
保育標準時間未満



## 給食

- ・完全給食を実施しています。
- ・どの園でも、旬の食材やできるだけ多くの種類の材料を使用し、バランスのとれた食事に努めています。
- ・また、各園の創意工夫で、例えば「だし」は煮干や花かつおでとる、手作りおやつなど栄養バランスを考えた工夫や、野菜を育ててみんなで収穫するなど食育にも積極的に取り組んでいます。

※アレルギー等で食事制限の必要なお子さんには、除去食の対応も行っています。  
(アレルギーの程度により対応できない場合もありますので、あらかじめ希望施設に対応を確認してください)。

## (献立例)

午前おやつ (乳児クラスのみ)	牛乳
昼食	かじきまぐろのオーロラソース和え、野菜の和風和え、(乳児クラス)みそ汁
午後おやつ	フルーツのヨーグルトかけ、せんべい、麦茶

## ポイント

### ◎施設への申請

- ・実際の利用時間(時間外保育・延長保育の利用を含む)については、施設に「保育時間協議書」等を提出し、施設と協議を行うこととなります。
- ・また、土曜日の利用は、原則として父母ともに保育が必要な状況(仕事・介護・看護など)であることが条件となります。

### ◎0歳児の延長保育

- ・お子さんの心身の発達状況から、1歳の誕生日を迎えるまで、「保育短時間の通常時間(保育所の場合8:30～16:30)」のみの預かりとしている施設があります。
- ・当該施設に入所した場合、保育標準時間の認定を受けていても保育短時間の通常時間のみの預かりとなりますので、ご注意ください。

# 保育所・保育園の一覧

※申込書等の希望保育施設の欄には、間違え防止のためできるだけ施設コードも記入してください。

公立保育所は、越谷市が運営している保育所です。

私立保育園は、社会福祉法人等が運営している保育所です。

利用者負担（基本の保育料）は同額ですが、保育方針、行事内容、持ち物等が異なります。

	施設名	(施設コード)	所在地	電話番号 (048)	クラス 年齢	最大保育 時間	0歳児		特別 支援 保育	送迎 保育	
							受可	延長			
●公立 保育所	蒲生保育所 *	01	蒲生寿町 9-23	986-3942	1~5 歳児	7:00~19:00			○		
	大袋保育所	02	恩間 150-3	976-2852	0~5 歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	大相模保育所	03	大成町 2-288-1	985-3040	0~5 歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	桜井保育所 *	05	平方 1349	974-0449	2~5 歳児	7:00~19:00 (7:30~14:00)			○		
	増林保育所	06	東越谷 8-41-1	963-0089	0~5 歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	深田保育所	09	下間久里 318-1	975-1411	0~5 歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	七左保育所 *	10	七左町 1-184	988-7359	2~5 歳児	7:00~19:00 (7:30~14:00)			○		
	荻島保育所	12	南荻島 330-1	975-6517	0~5 歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	赤山保育所 *	13	赤山町 4-2-11	965-3400	0~5 歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	蒲生南保育所	14	南町 1-10-20	985-0468	0~5 歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	新方保育所	15	北川崎 729-1	976-1494	0~5 歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	大袋北保育所	16	袋山 475-3	974-8591	0~5 歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	宮本保育所 *	17	宮本町 5-250-1	966-3468	0~5 歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	登戸保育所	18	登戸町 42-10	987-7518	0~5 歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	赤山第二保育所 *	19	赤山町 2-58-1	966-7266	0~5 歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	蒲生第三保育所	20	蒲生 2-13-9	987-6435	0~5 歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	(仮称)緑の森公園保育所	21	(仮)越ヶ谷2620-1	別紙に記載	0~5 歳児	7:00~19:00	3	誕	○		
	★私立 保育園	越ヶ谷保育園	52	越ヶ谷本町 3-7	962-2526	0~5 歳児	7:00~19:00	4	誕		
		おおたけ保育園	54	大竹 815-1	977-2497	0~5 歳児	7:00~19:00	3	誕		北
		の~びる保育園	55	相模町 2-63-3	985-7127	0~5 歳児	7:00~19:00	4	誕		北
		袋山保育園	57	袋山 1956-1	975-8065	0~5 歳児	7:00~19:00	4	誕		北
第二越谷保育園		58	増森 396-1	963-8212	0~5 歳児	7:00~19:00	4	誕		北	
南越谷保育園		60	七左町 1-347	990-5001	0~5 歳児	7:00~19:00	4	誕		南	
越谷レイクタウンさくら保育園		63	レイクタウン 8-3-5	988-0861	0~5 歳児	7:00~19:00	3	誕		南	
松沢保育園		64	谷中町 2-88-4	972-6028	0~5 歳児	7:00~19:00	6	誕			
の~びるこどもの家保育園		65	相模町 3-220-1	990-7201	0~5 歳児	7:00~19:00(注)	4	誕		南	
越谷レイクタウンさくら保育園分園		68	レイクタウン 2-7-7	990-1811	0~5 歳児	7:00~19:00	3	誕		南	
越谷どろんこ保育園(平方)		67	平方 3207-1	970-2280	0~5 歳児	7:00~20:00	2	2	◎*		
あぜがみりんご保育園		69	蒲生寿町 1-28	985-2060	0~5 歳児	7:00~19:00	4	誕	△		
埼玉東萌保育園		39	川柳町 1-582-1	973-7461	0~5 歳児	7:00~19:00	4	誕		南	
越谷レイクタウンどろんこ保育園		40	レイクタウン 5-15-5	972-4111	0~5 歳児	7:00~19:00	2	2	◎*		
第二おおたけ保育園		41	北越谷 5-6-33	940-3517	0~5 歳児	7:00~19:00	3	誕			
西大袋保育園		42	大竹 818-3	940-8181	0~2 歳児 (希望者は3歳児以降 本施設開園)	7:00~19:00	4	誕		北	
東大沢保育園		44	東大沢 4-31-1	940-3037	0~5 歳児	7:00~19:00	4	誕	△		
みずべこどもの家保育園		45	レイクタウン 6-11-4	967-5570	0~5 歳児	7:00~19:00	4	誕		南	
にじの駅保育園		46	レイクタウン 4-4	940-2484	0~5 歳児	7:00~19:00	3	3			
つぐみ保育園		47	レイクタウン 5-7-2	987-6667	0~5 歳児	7:00~19:00	6	6			
つぐみ保育園分園 (「2歳児クラスまでの保育所」には 該当しません)	43	レイクタウン 8-13-2	940-8885	0~2 歳児 (3歳児以降つぐみ保育園)	7:00~19:00(注)	6	6				
エンジェルハウス保育園	48	大沢 4-10-2	973-7498	0~5 歳児	7:00~19:00	2	2	△			
「こころの花」ほいくえんレイクタウン駅	49	流通団地4-115-5	971-8705	1~2 歳児	7:00~19:00			△			

※「わかばの森保育園」は「(仮称)大袋わかばの森こども園」として令和7年4月から認定こども園に移行予定です。

\*蒲生保育所、桜井保育所、七左保育所、赤山保育所、宮本保育所、赤山第二保育所には、駐車場がありませんので、車での送迎はできません。なお、私立保育園の駐車場の状況については、各園へお問い合わせください。

## ■表の注釈

最大保育時間 (前ページ参照)	最大の預かり時間。( )内は土曜日 (ない場合は平日と同じ)。 ④は土曜日等の保育を別施設で預かり
0歳児 受可(受入可能月齢)(20ページ参照)	3…入所希望月初日に生後3か月経過から受入可能
延長(保育短時間の通常時間(保育所8:30~16:30)を超えての預かり)(前ページ参照)	誕…1歳の誕生日から可能 3…生後3か月経過から可能
特別支援保育 (25ページ参照)	◎…程度を問わず受入相談可 ○…中程度まで可 △…軽度は可 ※私立保育園は、印があっても、施設の受入体制、条件等により受入できないことがあります。 ★越谷どろんこ保育園及び越谷レイクタウンどろんこ保育園の特別支援保育受入れは、本部の独自基準による判断があります。
送迎保育 (12ページ参照)	指定保育所 北…北越谷保育ステーション 南…南越谷保育ステーション

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園(教育)

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可外等

# 認定こども園(保育部分) → 「教育部分」は5ページ

各施設の詳細は「保育施設ガイド」をご覧ください。特徴や施設からのメッセージがあります。

- 認定こども園(幼保連携型認定こども園)とは、保育所機能と幼稚園機能の両方を一体的に提供するとともに、地域の子育て世帯向けの支援事業を実施する施設です。
- 幼稚園と保育所の機能をあわせもち、教育時間の間は、教育標準時間(1号)の児童と一緒に教育・保育を受けます。
- 教育時間のあと、保育認定を受けているお子さんは、保育所と同様の保育を受けます。

## クラス年齢 → 一覧参照

原則として0~5歳児(異なる園もあります)。

## 入園方法 → 具体的には17ページ。指数は37ページ参照

市に申込。指数順に利用調整し入園の可否や入園先を決定します。(※教育部分は園に申込)

## 利用に必要な認定

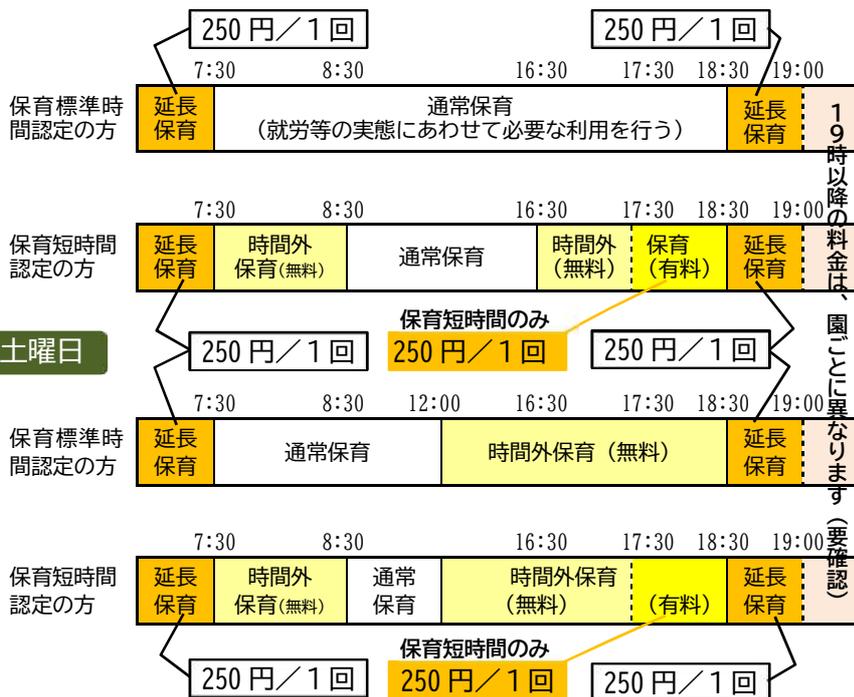
「教育・保育給付認定」の「保育認定(2号・3号)」  
※父母共に「保育が必要な事由」が必要です。

## 利用者負担額(基本の保育料)で利用できる時間 → 一覧参照

満1歳未満の保育時間に条件が付く施設があります。預けたい時間区分にあわせて施設をお選びください。  
※開所時間・閉所時間が異なる施設があります。

## 月曜日~金曜日

※保育標準時間が保育短時間かで料金設定が変わります



## ポイント

※「保育所・保育園」(9ページ参照)の「ポイント」も要確認

- ◎ 申込時の保育部分(2号)と教育部分(1号)の併願
  - 教育部分・保育部分あわせて1つの施設です。両方の認定を受けることはできません。
  - 申込時にどちらか選択し、申し込んでください。
- ◎ 上乗せ徴収
  - 認定こども園では、3歳児以上になると、教育時間で認定を問わず同じ教育を受けます。
  - このため、教育にかかる費用として、特別教育費などの上乗せ徴収があります。

## 例 認定こども園の1日



- 保育標準時間  
条件(就労の場合) 就労時間が月120時間以上
- 保育短時間  
条件(就労の場合) 就労時間が月64時間以上 保育標準時間未満

教育・保育の方針や認定による違い、料金など、納得して申し込いただくため、あらかじめ説明会への参加や見学をお願いします

## 給食

- 完全給食を実施しています。
- どの園でも、旬の食材やできるだけ多くの種類の材料を使用し、バランスのとれた食事に努めています。
- また、各園の創意工夫で、例えば「だし」は煮干や花かつおでとる、手作りおやつなど栄養バランスを考えた工夫や、野菜を育ててみんなで収穫するなど食育にも積極的に取り組んでいます。
- ※アレルギー等で食事制限の必要なお子さんには、除去食の対応も行っています。(アレルギーの程度により対応できない場合もありますので、あらかじめ希望施設に対応を確認してください)。

認定こども園(保育部分)の一覧 ⇒教育部分は6ページ参照

※申込書等の希望保育施設の欄には、間違え防止のためできるだけ施設コードも記入してください。

施設名	(施設コード)	所在地 ※(保)保育部分(教)教育部分	電話番号 (048)	クラス 年齢	最大保育時間	0歳児		特別 支援 保育
						受可	延長	
認定こども園 わかばの森ナーサリー	30	新越谷 1-31-18	990-1983	0~5 歳児	7:00~19:00 ※1号認定の設定はありません	6	誕	
第二愛隣こども園	31	川柳町 3-275-1	986-0318	0~5 歳児	7:00~19:00 (1号:7:30~18:00)	3	誕	
認定こども園小牧	62	(保)大間野町 5-239-2 (教)大間野町 5-147-1	(保)985-0016 (教)985-4890	1~5 歳児	7:00~19:00 (1号:8:00~18:00)			
こぼとの里こども園	32	神明町 3-246-3	964-5660	0~5 歳児	7:00~19:00 (1号:8:00~18:00)	3	誕	
幼保連携型認定こども園 越谷さくらの森	33	増林 5987-1	(保)960-1301 (教)966-0301	0~5 歳児	7:00~19:00 (1号:7:00~19:00)	6	誕	
認定こども園しらこぼと幼稚園	34	袋山 631-3	977-8031	1~5 歳児	7:00~19:00 (1号:7:30~18:30)			△
認定こども園北越谷幼稚園	35	北越谷 3-2-18	976-5717	1~5 歳児	7:00~19:00 (1号:7:00~19:00)			
しらとりこども園	56	弥十郎 275-1	977-7131	0~5 歳児	7:00~19:00 (1号:7:30~18:30)	3	誕	
認定こども園まどか幼稚園	61	平方 299-2	974-5435	0~5 歳児	7:00~19:00 (1号:8:00~19:00)	6	誕	
認定こども園がどうぞの幼稚園	36	南荻島 4336-5	976-1972	1~5 歳児	7:00~19:00 (1号:8:00~19:00)			△
(仮称)大袋わかばの森こども園	59	大杉 492-1	976-4880	1~5 歳児	7:00~19:00 (1号:7:30~18:30)			

※「わかばの森保育園」、「大袋わかば幼稚園」は「(仮称)大袋わかばの森こども園」として令和7年4月から認定こども園に移行予定です。

■表の注釈

最大保育時間 (前ページ参照)	最大の預かり時間。()内は1号認定の保育時間
0歳児 受可(受入可能月齢)(20ページ参照)	3…入所希望月初日に生後3か月経過後から受入可能
延長(保育短時間の通常時間(保育所8:30~16:30)を超えての預かり)(前ページ参照)	誕…1歳の誕生日から可能 3…生後3か月経過後から可能
特別支援保育(25ページ参照)	○…中程度まで可 △…軽度は可 ※印があっても、施設の受入態勢、条件等により受入できないことがあります。

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園(教育)

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可外等

送迎保育

都内等への通勤者が多い状況を踏まえ、南越谷保育ステーションと北越谷保育ステーションから指定私立保育園への送迎を行っております。

- 対象 満1歳以上の健康な児童。「月ぎめ利用」と「スポット利用」があります。

月ぎめ利用(1か月単位の利用) 次の利用原則に該当する方。

- ・父母いづれかが電車通勤等(又はひとり親世帯)で、日常的に指定保育園の保育時間内に送迎が困難なこと。 ※送迎困難な状況が1か月以上継続する場合に限りです。
- ・保護者が保育ステーション事業と入園保育園の保育内容に協力できること。

※入園保育園の保育士等との交流(園でお子さんがどんな様子だったか直接お話しする、荷物の入替など)のため、1週間に1回程度入園保育園への送迎が必要です。

スポット利用 普段は開園時間内に送迎できるが、勤務等の理由で開園時間内の送迎が困難な方。通勤方法等にかかわらず1日単位(朝のみ・夕のみでも可)の利用となります。

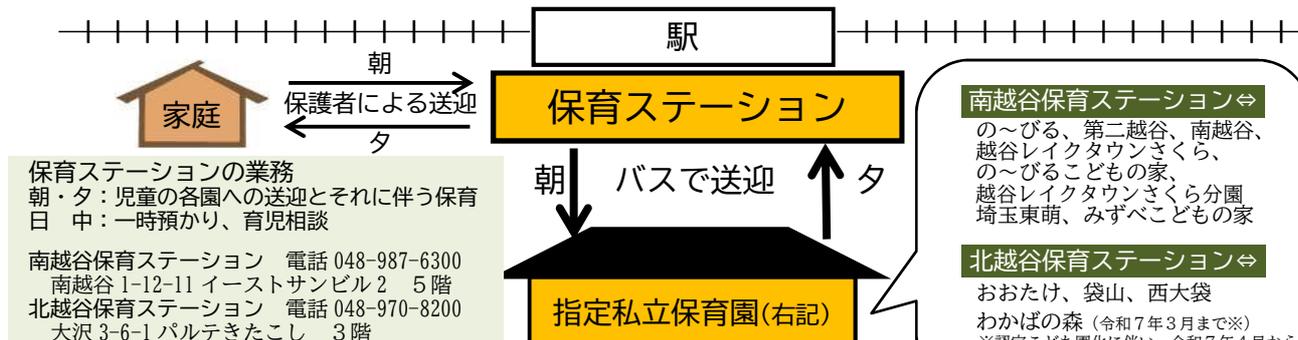
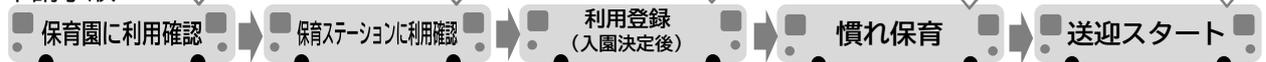
- 定員 20名(スポット利用は、月ぎめ利用者に余裕がある場合に申込順に予約・利用できます。)

- 費用 1日500円

- 送迎時間 次の時間帯で保育ステーションと調整

- ・朝の送り 6時30分~7時30分
- ・夕方の迎え 19時00分~21時00分

- 申請手順



※レイクタウン保育ステーションでは、送迎保育は実施していません。

## 地域型保育 ※対象：0～2歳児

各施設の詳細は「保育施設ガイド」をご覧ください。特徴や施設からのメッセージがあります。

- 地域型保育は、保育認定を受けたお子さん（0～2歳児）を預かり、家庭的な環境の中で保育を行っている施設です。
- 「家庭的保育」、「小規模保育（A・B・C型）」、「事業所内保育」等に分類され、これらを総称して「地域型保育」といいます。

### 類型の概要

家庭的保育	定員5人以下。家庭的な雰囲気。
小規模保育	定員6～19人。きめ細かな保育を行う。
事業所内保育	従業員の子と地域の子と一緒に保育。
居宅訪問型保育	保護者の自宅で1対1で保育を行う。

### クラス年齢 ⇒一覧参照

原則として0～2歳児（異なる園もあります）。

### 入園方法 ⇒具体的には17ページ参照。指数は37ページ参照

市に申込。指数順に利用調整し入園の可否や入園先を決定します。

### 利用に必要な認定

「教育・保育給付認定」の「保育認定（2号・3号）」

※父母共に「保育が必要な事由」が必要です。

### 利用者負担額（基本の保育料）で利用できる時間

満1歳未満の保育時間に条件が付く施設があります（⇒一覧参照）。

預けたい時間区分にあわせて施設をお選びください。

※土曜日に開所していない施設や、開所時間・閉所時間が異なる施設、料金設定が異なる施設があります。

### 月曜日～金曜日 ※保育標準時間か保育短時間かで料金設定が変わります



### ポイント

※延長保育料等の徴収に関するルールの詳細は、園がそれぞれ定めています。

※「保育所・保育園」（9ページ参照）の「ポイント」も要確認

#### ◎特色ある保育

- 長時間の延長保育、生後6週間からの預かりなど、特色ある保育を展開しています。

#### ◎連携施設（※連携先や受入人数等については、変更となる可能性があります）

- 連携施設が設定されている場合、3歳児以降は連携先の幼稚園等に優先して入園できます（2歳児クラスに10月以降に入園した場合を除く）。

※各地域型保育から優先入園できる人数枠等は、施設同士で結んでいる協定書等によります。2号認定で優先枠の人数を超える希望があった場合、市が園内希望者で指数順の利用調整を行います。

### 例 地域型保育の1日

3号認定  
(0～2歳児)



### 保育標準時間

条件(就労の場合)  
就労時間が  
月120時間以上

### 保育短時間

条件(就労の場合)  
就労時間が月64時間以上  
保育標準時間未満

### 給食

完全給食を実施しています。

- どの園でも、旬の食材やできるだけ多くの種類の材料を使用し、バランスのとれた食事に努めています。
- また、各園の創意工夫で、例えば「だし」は煮干や花かつおでとる、手作りおやつなど栄養バランスを考えた工夫や、野菜を育ててみんなで収穫するなど食育にも積極的に取り組んでいます。

※アレルギー等で食事制限の必要なお子さんには、除去食の対応も行っています。（アレルギーの程度により対応できない場合もありますので、あらかじめ希望施設に対応を確認してください）。

利用者負担額（基本の保育料）は、保育所・保育園や認定こども園と同じです！

# 地域型保育の一覧

## 小規模保育

※0歳児の欄が斜線となっている施設は、1歳児クラスからの受入れとなります。

※申込書等の希望保育施設の欄には、間違え防止のためできるだけ施設コードも記入してください。

施設名	(施設コード)	所在地	電話番号(048)	平日最大保育時間	土曜最大保育時間	0歳児 受可 延長	特別 支援 保育	連携 施設
こうさぎ園弥十郎の森	3024	弥十郎 377-5	971-8244	7:30~19:00	7:30~18:30	1~2歳児のみ		P保
みらいほいくえん越谷園	3001	東越谷 2-15-13	963-8100	7:30~19:30	7:30~18:30	6週 2	△	P
ふえありい保育園東越谷園	3011	東越谷 1-9-17	963-2351	7:30~19:00	7:30~18:30	4 4		幼
赤ちゃん保育アカデミー	3006	花田 4-8-14	964-3181	7:30~19:00	7:30~19:00	4 誕		保
アルタベビー東越谷園	3046	東越谷 3-5-9	961-8132	7:30~19:00	7:30~18:30(共)	2 誕		幼
はなたどんぐり保育園	3047	花田 4-15-26	940-0389	7:30~19:00	7:30~18:30	4 4	△	P幼
きらら・キッズおおぶくろ	3002	袋山 1020-7	971-0666	7:30~19:00	7:30~18:30	4 4	△	P保
みらいほいくえん大袋駅前園	3008	袋山 1421	974-4000	7:30~19:30	7:30~18:30	6週 2	△	P保
大袋保育室ポコ・ア・ポコ	3055	大里 726-1	973-7273	7:30~19:00	7:30~18:30	6 誕		保
しらこぼと附属保育園大袋駅前	3036	袋山 1081-7	975-5810	7:30~18:30	7:00~19:00(共)	2 2		保
しらこぼと附属保育園せんげん台駅前	3041	千間台東 1-5-17	972-4153	7:30~18:30	7:00~19:00(共)	6 6		保
エンゼルキッズ	3005	千間台西 2-6-18-101	973-6660	7:00~19:30	7:30~19:00	6週 6週		P
Kids ぷれいすバンビーノ	3012	千間台東 1-9-9-101	976-8880	7:00~20:00	7:00~18:00	6 6		幼
キッズハウスクレヨンあんず組	3015	千間台西 2-13-1 1F	972-5246	7:00~19:00	7:00~19:00(共)	2 2	△	P保
キッズハウスクレヨンひよこ組 ※令和7年4月に移転予定	3020	千間台東 1-19-8 (移転先)千間台東 1-19-9	979-7296	7:00~19:00	7:00~19:00	2 2	△	P保
apple tree	3016	千間台西 6-4-24	915-9034	7:00~19:00	7:00~19:00	6週 6週	△	P
いっせんげん台スマート双仙保育園	3025	千間台西 3-2-12	973-7353	7:00~19:30	7:00~19:30	1~2歳児のみ		P保
コマームナーサリー北越谷	3057	大沢 3219-14	964-5615	7:00~19:00	7:30~19:00	1~2歳児のみ		幼
みらいほいくえん北越谷東口園	3059	大沢 2-15-3	974-1400	7:30~19:30	7:30~18:30(共)	6週 2	△	幼保
北越谷ひまわり園	3017	北越谷 5-9-28	971-1993	7:30~19:00	7:30~18:30	2 2	△	P幼
しらこぼと附属保育園北越谷駅前	3058	北越谷 4-25-25	940-0587	7:30~18:30	7:30~18:30	6 6		幼保
モンクール. 保育園北越谷園	3019	北越谷 4-3-20 1F	977-8120	7:30~19:00	7:30~18:30	4 6	△	P保
みらいほいくえん北越谷西口園	3045	北越谷 4-15-5	978-6100	7:30~19:30	7:30~18:30	6週 2	△	幼保
エンジェルハウス蒲生第一園	3014	蒲生茜町 11-5 1F	990-1040	7:30~19:00	7:30~19:00	2 4	△	P幼
エンジェルハウス蒲生第二園	3026	蒲生茜町 11-5 1F	961-3131	7:30~19:00	7:30~18:30	2 4	△	P幼
ひだまり保育園	3003	南越谷 4-18-1	988-7700	7:00~19:00	7:00~19:00	2 2	◎	P幼
ぼかぼか保育園	3053	南越谷 4-12-7	990-6345	7:00~19:00	7:00~19:00(共)	2 2	○	P幼
モンクール. 保育園南越谷園	3050	南越谷 1-1-59-102	907-1243	7:30~19:00	7:30~18:30	4 6	△	P幼
南越谷保育室ポコ・ア・ポコ	3004	南越谷 4-9-7	987-5959	7:30~19:00	7:30~18:30	6 誕		P
蒲生保育室 ポコ・ア・ポコ	3022	蒲生茜町 13-5 1F	989-1981	7:30~19:00	7:30~18:30(共)	6 誕		P
ふえありい保育園南越谷園	3009	南越谷 1-5-58 A	986-3375	7:30~19:00	7:30~18:30	4 4		幼
ふえありい保育園 蒲生園	3013	蒲生茜町 28-13	989-3035	7:30~19:00	7:30~18:30	4 4		幼
ぬくもりのおうち保育新越谷園	3032	新越谷 1-57-2	940-2088	7:30~19:30	7:30~18:30	6 6		P
蒲生ちゃいんど園	3033	蒲生寿町 18-43	916-7219	7:00~19:00	7:00~19:00	6 6	◎	幼
モンクール. 保育園蒲生園	3037	蒲生寿町 14-5	971-7447	7:30~19:00	7:30~18:30	4 6	△	P幼
ファニー保育園	3007	弥生町 6-8	960-1212	7:30~19:00	8:00~19:00	1~2歳児のみ		P幼
エンジェルハウス越谷西口園	3010	赤山町 1-135	967-3358	7:30~19:00	7:30~19:00	2 4		幼保
エンジェルハウス越谷東口園	3023	越ヶ谷 2-6-2 1F	963-8377	7:30~19:00	7:30~19:00	2 4		幼保
こうさぎ園ひがしの森	3018	弥生町 3-36	971-7697	7:30~19:00	7:30~18:30	6 6		P幼
こうさぎ園となりの森	3028	弥生町 3-36	971-7929	7:30~19:00	7:30~18:30(共)	6 6		P幼
アルタベビー越谷園(東口)	3039	弥生町 16-1 Bシテ1F	971-9742	7:30~19:00	7:30~18:30(共)	2 誕		幼
アルタベビー越谷西口園	3056	赤山本町 19-1	940-8552	7:30~19:00	7:30~18:30(共)	2 誕		幼
モンクール. 保育園越谷東口園	3030	柳町 1-43	940-8975	7:30~19:00	7:30~18:30	4 6	△	幼
しおどめ保育園越谷	3038	相模町 1-322-4	987-7070	7:00~19:00	7:30~18:30	1~2歳児のみ	△	幼
西方保育室ポコ・ア・ポコ	3048	西方 1-3379-2	940-6692	7:30~19:00	7:30~18:30(共)	6 誕		P
レイクタウンフルール園	3052	レイタウン 1-28-4	967-5297	7:00~19:00	7:00~19:00	6 6	△	幼
エンジェルハウスレイタウン園	3040	レイタウン 2-15-11	940-2344	7:30~19:00	7:30~19:00	2 4	△	P幼
モンクール. 保育園レイタウン北口園	3027	レイタウン 2-10-22	961-8332	7:30~19:00	7:30~18:30	4 6	△	P幼
モンクール. 保育園レイタウン南口園	3049	レイタウン 7-11-14	907-1242	7:30~19:00	7:30~18:30	4 6	△	P幼
レイクタウンひなた保育園	3029	レイタウン 8-11-5	985-8878	7:30~19:30	7:30~19:30	6週 6週		幼
レイタウン保育室ポコ・ア・ポコ	3051	レイタウン 8-10-1	971-9996	7:30~19:00	7:30~18:30	6 誕		P
キッズハウスクレヨンいちご組	3031	レイタウン 8-10-2 1F	973-7709	7:00~19:00	7:00~19:00	2 2	△	幼
キッズハウスクレヨンいるか組	3034	レイタウン 8-10-2 1F	961-8887	7:00~19:00	7:00~19:00(共)	2 2	△	幼
レイクタウンひまわり園	3035	レイタウン 5-11-6-101	973-7830	7:30~19:00	7:30~18:30	2 2	○	P幼
うららか保育園	3042	レイタウン 6-5-13	993-4715	7:30~19:00	7:30~18:30	6 誕	◎	幼
ふえありい保育園レイタウン・ト外園	3043	レイタウン 7-8-14	947-5698	7:30~19:00	7:30~18:30	4 4		幼
ふえありい保育園レイタウン・レイン園	3044	レイタウン 7-8-14	947-7750	7:30~19:00	7:30~18:30(共)	4 4		幼
ふえありい保育園レイタウン・みかん園	3054	レイタウン 7-8-14	947-5114	7:30~19:00	7:30~18:30(共)	4 4		幼

※「表の注釈(それぞれの項目の意味)」は、次のページをご覧ください。

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園(教育)

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可外等

## 家庭的保育・事業所内保育

※0歳児の欄が斜線となっている施設は、1歳児クラスからの受入れとなります。  
 ※申込書等の希望保育施設の欄には、間違え防止のためできるだけ施設コードも記入してください。

	施設名	(施設コード)	所在地	電話番号(048)	平日最大保育時間	土曜最大保育時間	0歳児		特別支援保育	連携施設
							受可	延長		
家庭的	よつば保育室	2001	大泊 690-49	971-3180	8:30~17:00	×	3	誕		P保
	三和乳児園	2002	南越谷 3-1-55	964-5149	8:30~17:30	×	1・2歳児のみ			
	鈴木家庭保育室	2003	南越谷 3-5-22	962-6756	8:30~17:30	×	1・2歳児のみ			P
事業所内	あおぞらたち保育園	4003	大沢 3-15-13	940-6815	7:00~19:00	7:00~19:00	6	誕	△	P幼
	Kids あいあい	4002	大里 729-1	940-1533	7:30~19:30	7:30~19:30	6	6	◎	幼
	すくすくキッズけいわ	4006	千間台西 2-11-14	978-0406	7:30~19:30	7:30~19:30	1・2歳児のみ			幼
	あいりんのおうち	4004	蒲生 3-8-53	940-3913	7:00~19:00	7:00~19:00	6	誕		P保
	イオンゆめみらい保育園レイクタウン	4005	レイクタウン 3-1-1mori 内	993-4221	7:00~22:00	7:00~22:00	2歳児のみ			P

### ■表の注釈

平日最大保育時間 (13ページ参照)	最大の預かり時間
土曜最大保育時間 (13ページ参照)	最大の預かり時間 (⊕)…別施設で預かり ×…土曜日は開所しない
0歳児 受可(受入可能月齢) (20ページ参照)	3…入所希望月初日に生後3か月経過から受入可能
延長(保育短時間の通常時間(保育所8:30~16:30)を超えての預かり) (13ページ参照)	誕…1歳の誕生日から可能 3…生後3か月経過から可能
特別支援保育 (25ページ参照)	◎…程度を問わず受入相談可 ○…中程度まで可 △…軽度は可 ※印があっても、施設の受入態勢、条件等により受入できないことがあります。
連携施設 (13ページ参照) ※連携先や受入人数等については、変更となる可能性があります。	幼…幼稚園または認定こども園の教育部分と設定あり 保…保育園または認定こども園の保育部分と設定あり P…「プラス保育」幼稚園(7ページ参照)の「プラス保育枠(確約)枠」の設定あり ※「プラス保育枠選考時優先」の場合は「幼」としてあります。

## あらかじめ見学を

※感染症が流行している場合など、随時の見学に対応できない場合があります。

毎年9月頃に全保育所・認定こども園・地域型保育で「一斉見学会」を行います。ぜひお越しください。  
 なお、随時見学することもできますが、事前に施設へ電話等で確認をお願いします。

公立保育所	毎月、保育所の地域開放事業として「遊ぼう会」を行っております。 戸外遊びやお誕生日会など入所児童と一緒に遊びます。
私立保育園 認定こども園 地域型保育	たくさんの参加行事があり、一斉見学会と別に説明会等を行っています。 直接、各施設にお問い合わせください。 ※地域型保育では、9月に「園見学強化週間」を行っています。 越谷市地域型保育連絡協議会 <a href="https://regionalnursery.wordpress.com/">https://regionalnursery.wordpress.com/</a>



※こしがや「プラス保育」幼稚園は、一斉見学会の対象外ですが、説明会等を行いますので直接お問い合わせください。

## ご利用ください

越谷市公式ホームページ内

「越谷市内の保育施設で働きませんか」

- 私立の保育施設の求人状況が一覧で分かります。
  - 市内の保育施設に関する就職説明会等の紹介をします。
  - 就職に関する支援資金などの支援策を紹介しています。
- [https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi\\_shisei/kosodate/hoikusho/hoiku-hataraku.html](https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/kosodate/hoikusho/hoiku-hataraku.html)



## ★保育士の皆さん★

## こしがや

の保育現場で働きませんか？

公立・私立・認定・地域型の園長みんなで



保育士のあなたを待ってます！

### 越谷市オリジナルの取組

- 様々な形で公立・私立保育園、認定こども園、地域型保育の枠を超えた交流研修等を行っています。横のつながりがあり、困っても孤立しないよう取り組んでいます。
- 保育士のやりがいや魅力をまとめたリーフレット「保育士になりませんか」を作成し、小・中学生に発信しています。

## こんな保育士さんを待っています

- 子どもと遊ぶことが好き！
- 毎日違う子どもの表情や成長に寄り添いたい！
- 子どもの笑顔に囲まれたい！

●私立保育園 ●認定こども園	各園で職員を随時募集しています。加えて、合同就職説明会などを実施しています。 (問合せ)越谷市私立保育園・認定こども園協会 <a href="https://www.koshigaya-private-nursery.org/">https://www.koshigaya-private-nursery.org/</a>
●地域型保育	各園で職員を随時募集しています。 (問合せ)越谷市地域型保育連絡協議会
●公立保育所	募集する場合、広報こしがやや越谷市ホームページ等で随時お知らせします。



子どもたちが待っています！

# 企業主導型保育（認可外保育施設）

空き状況など各施設の詳細は園に直接問い合わせてください。

- 企業主導型保育は、認可外保育施設ではありますが、多様な働き方に対応した企業主導の保育サービス等を提供する事業で、こども家庭庁が所管しています。
- 法人の事業主拠出金を活用し、運営費や施設整備に助成を受けることで、認可保育所等と同等の運営を行うことを特徴としています。
- 自社等の従業員のお子さんを預かる施設ですが、「地域枠」を設定している施設については、従業員に限らず、地域にお住まいのお子さんをお預かりしています。

## 例 企業主導型保育の1日



## クラス年齢 ⇒一覧参照

原則として0～5歳児（0～2歳児など異なる園もあります）。

## 入園方法

施設に申込。施設が入園の可否を決定します。

### 「地域枠」の利用に必要な認定

「教育・保育給付認定」の「保育認定(2号・3号)」

※父母共に「保育が必要な事由」が必要です。

※保育所等の利用調整に申し込まず、企業主導型保育だけ申し込むために認定を受けることも可能です。

越谷市内の場合、利用開始時に施設を通じて申請が必要です。

越谷市外の場合、保育入所課に提出してください。

申請書の用紙は、市ホームページの「保育事業者向け情報」

**DL可** 「会社がつくる保育園」について新たな助成制度が始まりましたからダウンロードできます。（「ページ番号：9008」で検索ください。）

※従業員枠で入園する場合、原則として保育認定は不要です。

## 利用者負担額(基本の保育料)で利用できる時間

保育所等に準じて運営しています。

詳しくは、各施設にご確認ください。

## ポイント

- ③ 3歳児～5歳児は基本の保育料が「無償化」  
認可保育所等と同様に、幼児教育・保育の無償化が適用されます。  
※企業主導型保育事業で定められている「標準的な保育料」について無償化されますので、施設によっては保育料がかかる場合があります。詳しくは、各施設に確認してください。
- ④ 特色ある保育  
企業主導による保育事業です。英語に力を入れているところ、幼稚園等が運営しているところなど、特色ある保育を展開しています。

企業主導型保育では、市による指数順による利用調整はありません。

## 企業主導型保育の一覧（令和6年7月現在で越谷市が把握しているもの。地域枠があるものに限る。）

	施設名	所在地	電話番号 (048)	クラス 年齢	平日最大 保育時間	土曜最大 保育時間	定員
地域 枠 有	菅原病院保育所	弥生町 622-3	940-8091	0～2 歳児	7:45～18:45	7:45～18:45	12
	イングリッシュガーデン保育園	赤山町 5-9-21	967-1321	0～5 歳児	7:00～20:00	7:00～20:00	30
	めぐり Kids' House	弥十郎 582-1	972-6327	0～5 歳児	7:00～18:00	7:00～18:00	28
	こはるのもり保育園	大竹 843-5	940-3166	0～2 歳児	7:00～18:30	7:00～18:30	15
	ぞうさん保育園	大松 700	970-1115	1～2 歳児	7:00～19:00	7:30～18:30	12
	とびばこ舎保育園	レイクワン 2-28-14	987-1150	0～2 歳児	7:00～20:00	7:00～20:00 (日曜も開園)	14
	みつばち保育園	千間台東 1-21-6-108	961-8680	0～2 歳児	7:30～19:30	×	11
	憩いの里託児所	増森 1-85	963-5151	0～5 歳児	7:45～18:45	7:45～18:45	30

### ■表の注釈

平日最大保育時間	最大の預かり時間
土曜最大保育時間	最大の保育時間 「(日曜も開園)」は日曜も開園
定員	施設全体の定員（地域枠＋従業員枠） ※定員は、全体のものを示しています。「地域枠」の受入人数等は、各施設に確認してください。

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園(教育)

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可外等

# ② 保育施設の利用申込

- 1号認定・2号認定・3号認定とは？
  - 保育標準時間・保育短時間とは？
- 保育施設を利用する上での重要事項です。

## 申込の流れの概要



- ◆ ここからは、保育施設（保育所・保育園、認定こども園（保育部分）、地域型保育）の申込について説明していきます。
- ◆ 順を追って流れを確認しながら準備を進めましょう。

## 📌 事業所内保育(従業員枠)・企業主導型保育(地域枠)

- ◆ 利用に当たって、市が利用調整を行わない「事業所内保育の従業員枠」や「企業主導型保育の地域枠」についても、教育・保育給付認定の「保育認定」を受けることとなっています。
- ◆ これらに該当する利用をする場合、施設に教育・保育給付認定申請書等を提出することとなります。手続については、施設から案内されます。

## 子どものための教育・保育給付認定

### 📌 教育・保育給付認定とは

- ◆ 保育所・保育園、新制度幼稚園、認定こども園、地域型保育などの利用を希望する保護者の方には、利用（子どものための教育・保育給付）のための認定を受けていただきます。
- ◆ 次の3つの区分に応じて、施設などの利用先が決まっていきます。

認定区分	利用先	対象年齢	認定を受けるための条件
教育標準時間認定 <b>1号認定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新制度幼稚園</li> <li>●認定こども園(教育部分)</li> </ul>	満3歳以上 (満3歳の誕生日の前日から)	集団生活や幼稚園教育を希望する場合 (就労等の条件なし) (⇒27ページ参照)
保育認定 <b>2号認定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育所</li> <li>●認定こども園(保育部分)</li> <li>●企業主導型保育(地域枠)</li> </ul>	満3歳以上 (満3歳の誕生日の前日から)	「保育が必要な事由(⇒次ページ参照)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
保育認定 <b>3号認定</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育所</li> <li>●認定こども園(保育部分)</li> <li>●地域型保育</li> <li>●企業主導型保育(地域枠)</li> </ul>	満3歳未満 (満3歳の誕生日の前々日まで)	※120時間の目安：週5日かつ1日6時間 ➡ <b>保育時間に影響します(⇒9ページ等)</b>

**さらに!** 「保育認定(2号・3号)」は次のいずれかに区分されます

	区分	就労時間等の基準
A	保育標準時間	月120時間以上
B	保育短時間	月64時間以上 月120時間未満

## 保育認定（2号・3号）の事由

- 保育認定（2号・3号）に当たっては、保護者（父母）に次のいずれかの事由があり、**常時（月64時間以上（目安：週4日以上かつ1日4時間以上））**保育が必要な状態にあることが必要です。
- 「**集団生活を経験させたい**」、「**教育を受けさせたい**」などの方は、1号認定となります。

保育が必要な事由		標準・短時間	認定期間・入所期間
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む ※無収入の労働は、ボランティアと同義のため、就労とみなせません。	就労時間による ⇒前ページ「さらに！」参照	最長3年間（就学前） （認定は3年間だが、事由継続の場合就学前まで延長できる。以下同じ）
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 （就労内定を含む）	保育短時間 （就労内定の場合は就労予定時間による）	3か月 ※期限内に就労証明書が提出された場合は、最長で3年間（就学前）とする。
育児休業取得中の継続利用	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合 ※新規入所の児童は該当しません （就労要件のときから利用を継続していることが必要です。利用していない期間があると、この要件につながりません）	保育短時間	産まれるお子さんが1歳を迎える年度の3月末（翌年度5歳児の場合は、就学前まで） ※期間経過後、5月14日までに復帰した場合は、最長で3年間（就学前）とする。 ※期間経過時に生まれた子の保育所等の4月入所申込をしたが入所できなかった場合は、「満2歳に達する年度の3月末まで」期間を延長する（ただし延長期間中も申込状態の継続が必要。再延長はできない）。
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	保育標準時間	出産前：出産予定月を基準に前2か月 出産後：出産日を基準に後8週の翌日が属する月末 以後継続したい場合は退所の上再申込
就 学	学校または職業訓練校に在学している場合	就学時間による（就労参照）	最長3年間（就学前） ※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで。
病気・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合	保育標準時間： 利用調整の基準指数18以上	
病人の看護等	同居の親族（長期入院等をしている場合も含む）を介護又は看護している場合	保育短時間： 利用調整の基準指数4以上17以下	
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	保育標準時間	
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	保育標準時間	
その他	上記に類する状態にある場合	申請内容による	

※保護者がお子さんを保育できる場合は、認定を受けられません。

※事由によって認定期間が異なります。事由がなくなったときは、認定取消（退所）となります。

※認定期間中は「常時」を常に満たす必要があります。【例】毎月40時間程度の就労だが、ある月だけ64時間を超える→認定できない

※出産予定日が次に該当する場合は、出産要件としての申込となります（移行の場合を除く）。

4月入所の場合：3月19日～5月12日（翌月14日までに職場復帰できない期間、労働基準法の就業禁止期間）

## 教育・保育給付認定決定(変更決定)通知書・支給認定証

- 認定されていることを越谷市が通知する書類です。
- 保護者やお子さんの氏名、住所、認定区分、有効期間等が記載されています。
- 施設や事業所から提示を求められた際や、認定事項を変更する場合に必要となりますので、大切に保管してください。

※教育・保育給付認定決定通知書が届いても、施設の利用が決定したわけではありません。施設を利用できるかどうかの通知は、別途届きます。

### 教育・保育給付認定決定通知書

教育・保育給付認定申請について下記のとおり決定しますので、通知します。

記

児 童 氏 名	●● ●●	児童生年月日	令和 6年11月12日
支給認定証番号	0000123456	保育必要量	保育短時間
認定区分	3号	保育を必要とする事由	就労
認定有効期間	令和〇〇年 4月 1日 から 令和 9年11月10日 まで		

3号認定の場合、制度上、有効期間が「**満3歳の誕生日の前々日まで**」となります。期限が近づいたら、職権による2号認定への変更を行います。

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園教育

認定こども園保育

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可外等

# 申込前の準備

毎日のことだから…

申込書類を入手し、見学等をしながら、希望保育施設をしっかりと選びましょう。  
提出に必要な書類の中には、入手に時間がかかるものもあります。

## 申込書の入手

申込書類配布場所

- 保育入所課
- 保育所・認定こども園・地域型保育

※配布開始時期

案内冊子・申込書：9月中旬

平日忙しい人は、保育施設で土曜日にも配布しています！（保育施設での配布は数に限りがあります）



## 見学

保育施設ガイドの  
「保育施設選び・見学のポイント」もチェック！

入所したら、お子さんが毎日過ごす場所になるかもしれません。  
公立保育所、私立保育園、認定こども園、地域型保育、  
それぞれの個性や特色を見に行き、納得できる希望先を選びましょう。

※9月に全保育施設一斉見学会も行います

1か所だけしか希望保育施設を書かない方が多くいます。  
しかし、指数順に利用調整を行う中で、あなたの順番にきたとき、希望施設がすでに埋まってしまった場合、「保留（入れない）」という結果になってしまいます。  
この場合、「近くの他施設を書いていれば入れたのに…」という方も…。  
希望保育施設の数に制限はありません。代替案までよく検討し、通える範囲でなるべく多く希望しましょう。



## 相談

分からないことや心配なことがあったら、保育入所課にお問合せください。  
窓口や電話で、担当職員や保育コンシェルジュが利用に関する相談を随時お受けしています。



保育コンシェルジュは、公立保育所の所長経験者等です。  
4月入所2次利用調整以降の、お子さんの面接なども担当しています。

## 書類作成

必要書類は  
22ページ参照

空欄のないように記入しましょう。

※必要書類がたくさんあります。

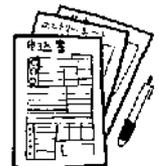
特に、就労証明書など時間がかかる書類は、早めに勤務先に依頼しましょう。

提出時に保育入所課の職員がチェックしますので、まずは思うとおりに書いてみてください。

※何も書いてないと、提出まで時間がかかります…。

申請書類一式は一度提出すると写しの発行に別途お手続きが必要です。

提出前にご自身でコピーをとっておくことをおすすめします。



## 申込へ



※申込には、指定期間があります。期間内に申込をしてください。  
※原則、**郵送での申込は受け付けていません。**（お子さんの面接があるため）  
※申込書のみ「子育てワンストップサービス」を利用してインターネットから提出が可能です。ただし、この場合でも、お子さんの面接等があるため、**受付期間内に市役所への来庁が必要です。**

※DL可は、市ホームページからダウンロードできます。

●入所日時時点で越谷市に住所があることが前提となります (市外に住所がある(見込含む)の方は「広域入所」(26ページ)参照)

# 申込(認定申請)の条件

状況によって条件を満たす必要があることも。  
該当する場合は、よく確認しましょう。

## 0歳児は「受入可能月齢」に注意

- 入所希望月初日に各施設が定めた受入可能月齢を経過していることが必要です。
- 「保育認定の利用先一覧」の0歳児の「受可」欄を確認して希望保育施設を書きましょう。

※令和7年(2025年)4月入所の場合

施設が定めた受入可能月齢	生まれた日	
生後3か月	令和7年1月	1日以前なら申込可
生後2か月	令和7年2月	1日以前なら申込可
生後6週間	令和7年2月17日	※以前なら申込可

※うるう年の場合は「2月18日」となります。

## 出生前のお子さんの申込は4月のみ可能

- 右記の「条件」を満たす場合、申込できます。
  - 4月入所申込受付時に申し込んでください。(生まれる子の母子手帳を持参)
- ※誕生日が希望保育施設の受入可能月齢を過ぎてしまった場合、申込取消となります。

### 条件

- 希望保育施設の受入可能月齢(上の表参照)までに出産予定であること。(出産が早まる可能性がある場合も可)
- 令和7年5月14日までに職場復帰すること。

※出産前のため「仮受付」です。出産後に、「認定変更申請書 DL可」で氏名・生年月日を届け出て面接を受けることで正式な受付となります。

## 転入予定者は入所希望月の前月末までに越谷市に住民登録が必要

- 転入に関する誓約書 DL可と不動産売買契約書または賃貸借契約書のコピーの提出が必要です。

例 4月入所を希望 ➡ 3月末日までに住民登録 ※越谷市に直接申込と広域入所による申込が選べます(26ページ参照)

### 移行(転園)の場合の注意

- 入所後、入所月の翌月分入所から移行の申込ができますが、必ず移れるわけではありません。
- 一度移行が承諾された場合、いかなる理由があっても取消できず、元の施設に戻れません。

### だから忘れずに!

申込後に移行(転園)の意思がなくなったら、すぐ申込を取り下げてください!

## 求職中でも申込可能

- 現在無職で、これから就労を希望する方も申込可能です。
  - ただし、入所後原則 1か月以内に就労し、認定変更申請書 DL可と就労証明書 DL可をご提出ください。
- ※入所翌月15日までに提出しない場合、入所月から3か月で退所となります。

## 育児休業中は職場復帰が条件

- 右表のとおり、入所翌月14日までの復職が条件となります。
- 育児休業終了予定日より前に保育所等への入所を希望する場合、この条件を踏まえ申込前に職場とあらかじめ協議し、エントリーシートに署名してください。さらに、入所後に復職証明書で復職を確認します。

※育児休業給付金の延長申請をお考えの方は、2ページもあわせてご確認ください。

入所希望月	入所希望	
	復 帰 日	入所希望
	月の1~14日に復帰	月の15日以降に復帰
入所希望可能月の条件	復帰月の前月から入所希望可能	復帰月から入所希望可能
具体例	5月13日復帰→ 4月入所から申込可	5月15日復帰→ 5月入所から申込可

例 4月入所希望 ➡ 5月14日までの職場復帰が条件

## 転職や短い勤務になる場合は申込時の基準指数を下回らないことが必要

- 公平性の観点から、入所時点の就労等の状況が申込時の利用調整の基準指数を下回る場合、原則として退所となります。

※申込時から短い勤務等になることが分かっている場合、その旨を就労証明書等に明記してください。

退職し介護等に保育認定の事由が変更となった場合

フルタイム勤務をしていたが、入所を機にパートタイム勤務に変えた場合

利用調整基準指数が同点以上の場合のみ入所継続可能

※ただし、0歳児で、利用施設の保育時間に制限がある(1歳の誕生日を迎えるまでは8:30~16:30の預かりに制限されている等)ため、やむを得ず短い勤務をする場合は、長い預かりができるようになった後に指数が戻る場合のみ、継続利用が可能となります。

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園(教育)

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可外等

# 申込から結果まで

準備ができれば、申込書の受付です。受付期間に市役所に提出します。(原則、郵送不可)  
移行(転園)以外の方は、お子さんの面接も行います。(面接の結果、希望月からの申込ができない場合もあります)

## 申込の流れ

★ **申込** お子さんの面接と、書類の受付を行います。

①「面接+書類受付」が必要 **ポイント**

一斉受付の場合、お子さんの面接後、別日に行う書類受付時に書類を提出し「手続完了」となります。  
**面接を済ませていない場合、原則、書類受付できません。**

※ただし、育児休業延長を許容できる方は、面接受付不要です。

②一斉受付の「面接+書類受付」には事前予約が必要

一斉受付の場合、面接、書類受付ともに事前予約が必要です。

③「市内移行申込」の方は書類受付のみ

「移行」とは、保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育を利用している方が転園すること。ただし、次の場合は**面接が必要**。

- ・市外からの転園の方
- ・事業所内保育の従業員枠の方
- ・認定こども園1号認定で他園も希望する方

※認可外保育施設は「移行」対象外

毎月の受入可能状況はホームページに掲載

4月の受入予定数は一斉受付から公表

### ●4月入所 面接と書類受付には、事前予約が必要です!

※事前予約なしでも受付可能ですが、予約の方を優先とします。  
※受付状況などにより受付の順番が前後することがあります。  
※会場には、できるだけ公共交通機関でお越しください。(特にコミセンは、有料駐車場しかありません。)  
※会場が狭いため、安全上**ベビーカーでの入場ができません。**

面接

書類受付



申込区分	受付日程(一斉受付は令和6年)	会場	受付時間
一斉受付	<b>Step1 面接</b> 10月 17日(木)・18日(金) 20日(日)・21日(月) 持ち物: ●児童の状況シート(記入済のもの) ●母子健康手帳(忘れずに!)	越谷コミュニティセンター(会議室) ※ホールとは別の入口となります	9:30~15:30 お子さんと <b>一緒に来る</b>
	<b>Step2 書類受付</b> 11月 7日(木)・8日(金)・10日(日) 12日(火)~14日(木)	越谷市役所(エントランス棟3階) 越谷コミュニティセンター(ポルティコホール)	9:30~15:30 お子さんの <b>同伴不要</b>
2次受付	12月2日(月)~令和7年2月10日(月)	保育入所課(市役所第二庁舎2階)	8:30~17:15 お子さんと <b>一緒に来る</b>
3次受付	令和7年2月17日(月)~2月28日(金) 3次受付は、市外からの「令和7年1月以降の転入者」のみ受付。 当該児童のみで利用調整します。	保育入所課(市役所第二庁舎2階)	8:30~17:15 お子さんと <b>一緒に来る</b>

### ●5月~3月入所

受付日程	会場	受付時間
入所希望前月の <b>5日</b> まで(土日祝日にあたる場合は翌開庁日) ※原則、入所希望前々月1日から受付(ただし1~3月入所分は一斉受付で提出可)	保育入所課(市役所第二庁舎2階)	8:30~17:15 お子さんと <b>一緒に来る</b>

## ★ 利用調整

市が利用調整基準(⇒37ページ参照)に基づき「指数」を付け、指数の高い児童から入所先をあっせんします。あわせて、保育認定を行います。  
※審査に必要な場合、市が勤務先等に電話等で調査・確認することがあります。

クラス年齢別に市内全体で**指数の高い順**に並べる

指数の高い順に内定

あなたの順番で**希望順位と空き状況を確認**

例 第3希望と第5希望に空きがある

希望の高い**第3希望**の施設に決定

希望順位の**高い**保育施設に決定

※空きがない場合は「保留」となります。

① 記入しなかった園には案内できない  
指数を過信して希望先を書かなかったために保留となり、結果が届いてから「あの園も書いておけばよかった…」と後悔している方が毎年見受けられます。

② 「第1希望だから有利」ということはない

③ **希望する順番に書く**  
※空きなしでも在園児の転園状況で募集となる場合有地域型保育や認定こども園も対象です。通える範囲でなるべく多くの施設を記入してください。

※希望保育施設は正確に記入し、できる限り「施設コード」も記入してください

## ★ 結果

入所できる・できないにかかわらず全員に**郵送**します。保育認定の結果も同時に通知します。

### ① 通知時期

- 一斉受付分 **2月上旬**
- 2次受付分 **3月上旬**
- 3次受付分 **3月中旬**
- 5月以降 **入所希望前月の下旬(20日過ぎ)**

### ② 通知内容 次のA・Bどちらか + 「保育認定の結果通知」が届きます。

**A 承諾** = 入所できる → 「入所決定後」に進む(⇒23ページ参照)

**B 保留** = 入所できない → 幼稚園(3歳以上)や認可外保育施設を検討ください。

**ポイント** 保留の場合、再度申込しなくても、令和8年(2026年)3月(出産理由の場合を除く)まで1回利用調整を行い、**入所可能な場合のみ通知**します。

4月入所の一斉受付で申し込んで保留となった場合、自動的に「2次利用調整」にかかります。申込取下げ等で空きが生じた施設を対象に、2次受付からの申込児童を含め利用調整を行います。(一斉受付保留者は入れる場合のみ通知)

※一度申し込んだ方も、令和8年4月入所以降は改めて申込が必要です。

# 申込の必要書類

一人ひとり、提出書類が異なります。確認しながら準備しましょう。

※DL可は、市ホームページからダウンロードできます。

申込児童  
1人につき1枚提出

書類提出後は  
返却できません

証明書類は発行から  
3か月以内のものを提出

申込書類の記載事項に変更が生じたら届出を保留となった場合でも、待っている間に状況が変わったら届出を。確認できない場合、指数に反映できません。

きょうだい同時申込の場合

就労証明書など証明書類は原本1部で、それ以外はコピーでも構いません

手元にも必要な方

コピー等をした上で提出してください  
※控えとしてコピーを残しておきましょう

提出時点で証明書の日付が3か月以上経過

就労証明書など、再度会社から証明を受けましょう

- ・保育施設等利用申込または保育の認定の手続のため提出したことがある場合、再度の提出は不要です。
- ・児童ごとに1回提出が必要です。きょうだいで提出したが、本児分としては初めて提出する場合は、必ず提出してください。

## ① 申込書【全員対象】

- 申込書 DL可 ※申込書のみ「子育てワンストップサービス」を利用してインターネットから提出が可能です。この場合でも、お子さんの面接等があるため、受付期間内に市役所への来庁が必要です。
- マイナンバー記入用紙 DL可 ※記入用紙に記載された「本人確認書類」コピーと記入用紙を指定封筒に入れ、申込書等と一緒に提出ください。



育児休業延長を許容できる方は、上記の書類+「育児休業に関する申出書」DL可をご提出ください。 ※この場合、面接や就労証明書など、この欄より下の書類は省略可能です。ただし、転入予定者の「転入に関する誓約書」は必要です。

2ページ参照

※お子さん同伴でお越しください

- 母子健康手帳
- 児童の状況シート DL可
- エントリーシート DL可

母子健康手帳を確認しながら面接します。 ※ただし、「一斉受付の書類受付」時は、お子さんの同伴不要です。

- 次の場合は面接不要です。
- ・ 移行（市内認可保育施設を利用している方の転園申込）の場合
- ・ 育児休業延長を許容できる場合

## ② 保育の必要性を証明する書類【全員いずれか必須】

就労(予定)している方	<input type="checkbox"/> 就労証明書(所定用紙) DL可
求職活動中の方	<input type="checkbox"/> 求職活動状況報告書(活動していない場合不要)
出産予定がある方	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳(分娩予定日記載部分のコピー)
学校に在学中の方	<input type="checkbox"/> 在学証明書と時間割表
看護・介護をしている方	<input type="checkbox"/> 介護状況申告書 DL可 + 必要な添付書類(申告書参照)
病気の方	<input type="checkbox"/> 診断書(保育ができないことが明記されている3か月以内のもの)
心身に障がいのある方	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等(氏名・等級記載部分のコピー)
その他	※上記に当てはまらない方。事前に保育入所課にご相談ください。

- 証明書類
- ・ 父母および同居の祖父母は全員提出してください。
- ・ 同居者(祖父母等)が令和7年4月1日で65歳以上の方は、就労証明書等の提出を省略できます。

契約上の勤務時間や勤務実績に休憩時間を含めて記載できない場合、就労に関する規定や勤務時間一覧等を添付してください。

## ③ 該当者のみ必要な書類

令和6年(2024年)1月1日に越谷市に住所がなかった方(1月2日以降に転入してきた方や単身赴任の方等)	<input type="checkbox"/> 市区町村民税課税(非課税)証明書(※税額控除の記載があるもの) ※4~8月入所は令和6年度のもの 9~3月入所は令和7年度のもの
転入予定者の方	<input type="checkbox"/> 転入に関する誓約書 DL可 <input type="checkbox"/> 住所や転入時期が確認できるもの(不動産売買契約書または賃貸借契約書)のコピー
国外に住所があった方	<input type="checkbox"/> 年間収入申告書 DL可
生計中心者が失業している場合(※自発的失業を除く)	<input type="checkbox"/> 前職の離職票
父母の一人が単身赴任等で長期不在の場合(※離婚等は除く)	<input type="checkbox"/> 不在期間や理由を証明するもの(赴任先が関東の場合は会社による証明必須)
里親の場合	<input type="checkbox"/> 里親であることを証明するもの(児童相談所発行の里親委託決定通知書、措置変更通知書など)
夫婦関係調整調停中の別居の場合(※住所が別であることが必要)	<input type="checkbox"/> 調停中であることが分かるもの(裁判所発行)のコピー
生活保護受給者	<input type="checkbox"/> 新規受給者: 受給証明書 更新した方: 受給証のコピー
在宅障がい者がいる場合	<input type="checkbox"/> その方の手帳(氏名・等級記載部分)のコピー
就労等と併せて同居の家族(要介護度3以上)を保護者が月64時間以上介護している場合	<input type="checkbox"/> 介護状況申告書 DL可 + 必要な添付書類(申告書参照)
保護者が外国籍の場合(両親とも外国籍の場合、両親分必要)	<input type="checkbox"/> 在留カードのコピー(両面)
保育士(保育教諭)として月20日以上かつ1日6時間以上の勤務をしている場合	<input type="checkbox"/> 保育士証のコピー(取得予定の場合は、指定保育士養成施設卒業見込証明書) + (市内対象施設勤務者のみ) 保育士等就労に関する誓約書 DL可
申込児童が認可外保育施設等に通っている場合	<input type="checkbox"/> 保育室等在園証明書(所定用紙) DL可
申込児童のきょうだいがプラス保育幼稚園のプラス保育枠を利用している場合(利用内定の場合を含む)	※上記以外に児童の状況等により追加資料を求められることがあります。

マイナンバー記入用紙を提出した場合、課税(非課税)証明書の提出は不要です!  
※提出後の処理の結果、課税証明書等の提出をお願いする場合があります(担当者から連絡があります)。

- 「令和6年度(2024年度)」は令和5年(2023年)中の所得です。令和6年度課税(非課税)証明書 → 令和6年(2024年)1月1日時点の住所地の役所で発行
- 扶養範囲内の方も必ず提出ください ※母が父を配偶者扶養控除の対象にしている → 父母共に課税(非課税)証明書の提出が必要

夫婦関係調整調停中かつ別居している(住民票の住所が別)場合などを除き、利用者負担額(保育料)の算定上、不在者を含め計算します。また、不在者の就労証明書等も必要です

在留資格が「特定活動」の場合、特定活動の指定書のコピーも提出ください。また、就労・求職活動を理由に申込を行う場合、利用申込日時点で、就労許可が下りていることが確認できる在留カードの提出が必要です。

保育施設等の入所月まで利用し続けていることが前提となります。 ※いったん退所された場合は適用されません。

提出書類に虚偽があった場合、入所を取り消します。(入所後の場合は、退所となります)

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園教育

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時病児・認可外等

入所が決まったあとも、入所日に向けて準備があります。流れを確認しておきましょう。

## 承諾



※郵送で届きます

## 健康診断

所定用紙で医療機関を受診します。  
※集団生活が不可能と判断された場合、入所取消となります。



## 説明会 & 契約

(認定こども園・地域型保育のみ契約)

- 施設で入所後の生活や持ち物など重要事項に関する説明を行います。※日時は入所決定時に添付
- 認定こども園と地域型保育では、施設と契約を締結します。

## 入所式

- 入所月の1日付けで入所です。
- お子さんと一緒に施設に登所します。

## 慣れ保育

入所式の翌日から、入所当初の一定期間は保育時間が短くなります。

○期間(公立保育所の場合。園により多少異なります。)

0～2歳児	7日間(移行児童4日間)	3～5歳児	5日間(移行児童3日間)
-------	--------------	-------	--------------

※児童の状態により、もう少し時間がかかることがあります。

お子さんが保育施設で集団生活を過ごすには  
少しずつ慣れる時間が必要です!



## 通常保育

延長保育や時間外保育を希望する方は、入所施設に保育時間協議書を提出し、協議します。  
※1歳未満の場合、保育短時間の通常時間のみの預かりとなる施設があります。

利用者負担額(29ページ参照)は、  
入所月の上旬までに通知を郵送します。



## 持ち物

入所決定後に、各自でそろえていただくものがあります。

年齢や施設によって若干異なりますので、詳細は入所説明会または入所後、各施設でご確認ください。

(例) 公立の場合 ※私立は施設ごとで異なります。

共通	0～2歳児クラス(乳児)	3～5歳児クラス(幼児)
手さげ袋(汚れ物袋)	ふとん(カバー、バスタオル2枚、毛布含む)	お昼寝用ベッドの掛布団(毛布)
下着(ランニングまたは半袖のシャツ)	おむつ、おしりふき	敷きマット、通園かばん
着替え上下(3組ぐらい)	おしぼりタオル	はし、コップ
	お食事エプロン、外靴	手拭用タオル、うわばき

## 入所後の注意

※DL可 は市ホームページからダウンロードできます

### 継続して「保育認定」が必要

保育施設に継続して入所するには、継続して保育の必要性の認定(⇒17ページ参照)が必要です。入所後、保育認定の事由がなくなり、認定取消となったときは、退所となります。

### 仕事を辞めた場合

次のとおりになれば継続可能

- ・1か月以内に就労する。
- ・その翌月15日までに就労証明書を提出する(できない場合は退所)。

※離職について変更申請が必要です

### 退所する場合は早めに退所届を

保育施設を退所する場合は、退所届((兼)認定辞退届)を施設に提出します。

あらかじめ分かっている場合、退所する45日前までに手続きを!

離職した

勤務時間が変わった

家族構成が変わった

就職した

出産予定となった

### 申込書類の記載事項に変更が生じた場合

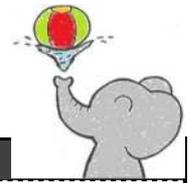
認定変更申請書DL可に必要書類を添付して、施設または保育入所課に提出します。

※認定は月単位。認定を変更する場合は、前月中に手続きが必要です(原則としてさかのぼらない)

受付場所	※切
保育所等での受付	変更希望の前月20日 (土日祝の場合は次の平日)
保育入所課での受付	変更希望の前月末日

※4月から変更希望の場合は、上記と別の期限となります。

# 申込から入所決定後まで Q & A



保育認定の申込について	<p><b>月 48 時間(週3日・1日4時間)の仕事をしています。申込できますか？</b></p> <p>できるが入所後勤務を増やす 常時(月64時間以上)保育が必要な状態にある必要があります。申込はできますが、基準を満たさないため、入所後、勤務日数を増やすなどして「常時」を満たしてください。</p>				
	<p><b>4月15日に出産予定です。上の子の4月入所申込はできますか？</b></p> <p>出産要件(期間限定入所)で申込可能 できます。ただし、出産予定日が3月19日～5月12日の場合、出産休暇中であっても出産要件としての申込となり、期間後も継続したい場合は退所のうえ、再申込となります。(移行の場合を除く)</p>				
	<p><b>育児短時間勤務を利用する予定です。利用調整の指数はどうなりますか？</b></p> <p>終期が明記されていれば正規の勤務時間による指数となる 時短取得期間の終期が明記されている場合は、正規の勤務時間による指数となります。 終期を明記せずに育児短時間勤務を取得した場合、取得後の勤務時間等による指数となります。</p>				
	<p><b>現在は月 160 時間(月 20 日8時間)以上働いていますが、最近3か月は月 80 時間(月 10 日8時間)程度でした。基準指数は 20 点になりますか？</b></p> <p>160 時間以上の就労を常態とする場合に 20 点となります。 この場合は、「月 80 時間以上月 100 時間未満」の指数となります。</p>				
	<p><b>転職予定です。利用調整の指数はどうなりますか？(育児休業取得中だが復職を機に転職する場合含む)</b></p> <p>育児休業中です。同じ会社に復職しますが、復帰前のフルタイム勤務から短い勤務(育児短時間勤務ではない)に切り替えたいと思っています。可能ですか？</p> <p>指数が同点以上であればOK。下がるのが分かっているならその旨を明記(下がった指数で利用調整) 公平性の観点から、<b>入所時点の就労等の状況が申込時の基準指数を下回る場合、原則として退所となります。</b>退職し介護等に入所資格が変更となる場合も、指数が下がる場合は退所となる場合があります。 短い勤務等になることが分かっている場合は、その旨を就労証明書等に明記してください。下がった指数で利用調整を行います。 なお、0歳児で、利用施設の保育時間に制限がある(1歳の誕生日を迎えるまでは8:30～16:30の預かりに制限されている等)ためやむを得ず短い勤務をする場合は、長い預かりができるようになった後に指数が戻る場合のみ、継続利用が可能となります。</p>				
	<p><b>希望の保育施設に入れなければ、育児休業の延長も検討しています。どうすれば保留通知がもらえますか？</b></p> <p>2 ページを参照。</p>				
	<p><b>「希望する特定教育・保育施設等」欄に施設コードは必ず記入が必要ですか？</b></p> <p>必須ではないができる限り記入をお勧めします 似た名前の施設が市内にいくつもあります。利用調整先の誤り防止のためにも、「●●保育園(30XX)」のような形で保育施設コードの記入をお勧めします。</p>				
	<p><b>第2子以降を出産することになった場合、継続入所できますか？</b></p> <p>育児休業を取得する場合は、原則満1歳を迎える年度の3月末まで。 退職する場合、「出産」要件期間後に就労が必要 次のときに継続入所が認められます。ただし、育児休業中は、保育短時間認定に切り替わります。</p> <table border="1"> <tr> <td>●出産休暇及び育児休業を取得する場合</td> <td>産まれるお子さんが満1歳を迎える年度の3月末まで(入所児童が翌年度5歳児の場合は、就学前まで)継続入所ができます。 ※育児休業法に基づく休暇の取得に原則限ります(口頭での約束や退職扱いは不可) ※期間経過時に生まれた子の保育所等の4月入所申込をしたが入所できなかった場合、「満2歳に達する年度の3月末まで」期間を延長(ただし延長期間中も申込状態の継続が必要。再延長はできない)</td> </tr> <tr> <td>●出産予定月を基準に前2か月・出産月を基準に後8週の間で退職する場合</td> <td>出産要件に切り替わり、出産月から後8週の翌日が属する月末までは継続入所が認められます。その後、入所資格を再変更して継続入所したい場合、1か月以内の就労が必要です。</td> </tr> </table>	●出産休暇及び育児休業を取得する場合	産まれるお子さんが満1歳を迎える年度の3月末まで(入所児童が翌年度5歳児の場合は、就学前まで)継続入所ができます。 ※育児休業法に基づく休暇の取得に原則限ります(口頭での約束や退職扱いは不可) ※期間経過時に生まれた子の保育所等の4月入所申込をしたが入所できなかった場合、「満2歳に達する年度の3月末まで」期間を延長(ただし延長期間中も申込状態の継続が必要。再延長はできない)	●出産予定月を基準に前2か月・出産月を基準に後8週の間で退職する場合	出産要件に切り替わり、出産月から後8週の翌日が属する月末までは継続入所が認められます。その後、入所資格を再変更して継続入所したい場合、1か月以内の就労が必要です。
	●出産休暇及び育児休業を取得する場合	産まれるお子さんが満1歳を迎える年度の3月末まで(入所児童が翌年度5歳児の場合は、就学前まで)継続入所ができます。 ※育児休業法に基づく休暇の取得に原則限ります(口頭での約束や退職扱いは不可) ※期間経過時に生まれた子の保育所等の4月入所申込をしたが入所できなかった場合、「満2歳に達する年度の3月末まで」期間を延長(ただし延長期間中も申込状態の継続が必要。再延長はできない)			
	●出産予定月を基準に前2か月・出産月を基準に後8週の間で退職する場合	出産要件に切り替わり、出産月から後8週の翌日が属する月末までは継続入所が認められます。その後、入所資格を再変更して継続入所したい場合、1か月以内の就労が必要です。			
<p><b>2歳児までの地域型保育に入所した場合、3歳児以降はどうなりますか？</b></p> <p>他の保育施設に移行することや、幼稚園等に行くことが考えられます。 他施設に移行したい場合は、改めて移行の申込が必要となります。この場合、指数による利用調整を行いますので、必ず移れるわけではありません。なお、地域型保育によっては連携施設の幼稚園等に優先して入園できます(※設定されている場合)。 また、幼稚園の預かり保育も充実しており、お子さんが幼稚園の教育を受けながら就労と両立している方も増えています</p>					
<p><b>保育施設の入所後について</b></p>					

幼稚園  
プラス保育幼稚園  
保育所・保育園  
認定こども園(教育)  
認定こども園(保育)  
地域型保育  
企業主導型保育  
一時・病児・認可外

# 特別支援保育（障がいや発達の違い等で配慮が必要な児童の入所）

- 教育・保育給付認定の保育認定（⇒17ページ参照）があり、障がいや発達に遅れ等のある集団保育が可能な児童を対象に、「特別支援保育」を実施しています。
- 受入できる施設は9～15ページをご確認ください。  
※その他の施設を希望したい場合は、事前にご相談ください。  
※看護師の配置状況は、施設により異なります。  
詳細は直接施設にお問い合わせください。

※ DL可 は、市ホームページからダウンロードできます

- 越谷市における特別支援保育は、「療育手帳をもっている」、「診断名がついている（疾患がある）」等の形式的な判断ではなく、「お子さんそれぞれの状況を考慮し、集団生活において特別な配慮を必要とするかどうか」で実施の判断をしています。
- なお、申込の段階では、特別支援保育の対象となるかどうかはわかりません。
- 以下の手順をとって医師や発達支援の専門職などから意見を伺いながら、児童にとって特別支援保育対象となるかが望ましいのか、どのような支援が必要かなどについて総合的に検討した上で、判断をさせていただいています。

**👉 手続の概要**（「4月入所の場合」と「5月以降に入所を希望する場合」は、受付期間や申込締切日が異なります）

## 仮 申 込

（入所相談）

受付期間内に電子申請または電話・窓口でお子さんの状況や体験入所（保育観察）の希望日をお聞きします。

翌月までの予定が分かるものを用意し、保育入所課にご連絡ください。  
※4月入所の申込：9月上旬（以後は個別対応しますので、保育入所課に電話(048-963-9167)でご相談ください。)



特別支援保育のホームページはこちら

電子申請 4月入所の仮申込について、9月上旬に電子申請による受付も行います。詳細は8月上旬から越谷市ホームページと広報こしがやでお知らせします。

## 体 験 保 育

（保育観察）

公立保育所で半日過ごし、お子さんの様子を見せていただきます。（時間帯：9時から昼食まで）  
すでに市内の認可保育施設に入所しているお子さんの場合は、保育コンシェルジュ等が入所施設へ訪問し、お子さんの様子を観察させていただきます。



## 本 申 込

（申込書等の提出）

市役所で申込書や必要書類（⇒22ページ参照）を提出します。  
※申込を忘れた場合、先の手続に進むことができません。

※加えて、主治医の診断書を市からお願ひする場合があります。  
※医療的ケア児として利用を申し込む場合で、公立保育所以外を希望したいときは、施設（直接事前予約が必要）と面談を行います。面談シートが施設から渡されますので、申込時に添付ください。



## 特 別 支 援 保 育 検 討 会 議

医師や発達支援の専門職などを交え、面談を行い、お子さんにどの程度の支援が必要か、特別支援保育対象となるかが望ましいのか、保育施設への入所等について検討します。  
すでに入所しているお子さんの場合、検討会議への参加は不要です（書類にて検討させていただきます）。

## 利 用 調 整

特別支援保育検討会議の検討等をもとに、最終的なお子さんの支援の必要性を決定し、各施設の受入状況を確認して利用調整を行います。

## 結 果

支援の必要性の検討結果（特別支援保育対象となるかどうか）と利用調整の結果（保育施設の承諾・保留）をあわせて郵送します。※療育施設など他の施設を紹介する場合があります。

- 集団保育が困難なお子さんや、医療的ケア等が必要なおписさんは、保育施設の受入体制等により、入所できない場合があります。
- 保育はそれぞれのお子さんの発達状況に応じて行いますが、あくまでも集団での保育となります。
- 該当する保育施設には、保育士を1名配置するなどの保育環境を整備しますが、特別支援保育のお子さん専門に1対1で対応するものではありません。また、入所後の利用時間については施設と協議を行っていただく必要があります。
- 年に2～3回、発達支援の知識を有する者が保育のアドバイスをするため保育所等を巡回しますが、障がいに対する専門的な訓練や治療は行いません。

幼稚園でも障がいや発達に遅れのある児童が入園できる園があります。  
一覧表（⇒6ページ参照）を確認し、直接お問い合わせください。

◆ 冊子「特別支援保育入所申込みのしおり」DL可 をあわせてご確認ください。

# 広域入所

越谷市外に住所がある方や、越谷市外の保育施設に入所したい方の手続です。  
転入・転出の場合もこの方法が活用できます。

## 越谷市外に住所がある方

※ DL可 は、「こしがや子育てネット」からダウンロードできます

- 越谷市外に住所がある方も、越谷市内の保育施設を希望することが可能です。
- 住所のある市区町村の保育施設の担当課で申込を行ってください。申込書等は、お住まいの市区町村のもので構いません。

※対象：保育所・保育園、認定こども園(保育部分)、地域型保育。幼稚園や認定こども園(教育部分)は園に申込

◎ 期限 (越谷市保育入所課に届いていることが条件)

入所希望月	越谷市への到達期限
4月入所	一斉受付 令和6年10月25日まで
	2次受付 令和7年2月10日まで
	3次受付 ※対象者制限有 令和7年2月28日まで
5月以降入所	入所希望前月5日まで (土、日、祝日にあたる場合は翌開庁日)

※3次受付は、市外からの「令和7年1月以降の転入者」のみ受付となります。

## 転入が決まっている方

### いずれか選択

- 住所のある市区町村から申し込む。  
※住所のある市区町村が越谷市の申込受付を行っているか事前に確認してください。  
※期限・必要書類は右記のとおり。
- 越谷市の保育入所課に直接申し込む。  
※21ページ参照。

### ◎ 条件

入所できる・できないにかかわらず、入所希望月前月末までに次の手続を済ませることが必要です。

- 越谷市への住民登録
- 保育入所課での次の手続
  - ・お子さんの面接
  - ・母子手帳の確認
  - ・越谷市の申込書に書換え  
(住所のある市区町村から申込の場合)

※越谷市役所で転入手続後、保育入所課(市役所第二庁舎2階)に、お立ち寄りください

※手続ができていない場合は、入所決定が取消しとなります。

※面接の結果によっては、入所決定が取消しとなる場合があります。

※「入所先が決まったら転入する」方は、転入予定者とみなしません。

※転入前の保育施設に通い続けたい場合は、下記の「他市区町村の保育施設を希望」をご確認ください。

## 他市区町村の保育施設を希望する方

- 勤務先がある、里帰り出産などの理由で越谷市外の保育施設を希望する場合は、越谷市役所保育入所課で申込となります。
- 市区町村によって条件や必要書類が異なります。
- 希望保育所等のある市区町村の保育担当課に、ご自身で、確認のうえ申し込んでください。

## 転出予定の方

- 上記の手続で、転出前にあらかじめ転出先市区町村に入所を申し込むことができます。
- なお、入所希望月の前月末までに次の手続を済ませることが条件となることが一般的です。
- あらかじめ転出先市区町村に直接ご確認ください。

- 転出先市区町村への住民登録
- 転出先の保育担当課での手続

※転出前に通っていた越谷市内の保育施設に通い続けることも可能な場合があります。  
越谷市の保育入所課にご相談ください。

### ◎ 必要書類

お住まいの市区町村で必要となる書類に加えて、次の書類も添付してください。

全員必要	<input type="checkbox"/> 市区町村民税課税(非課税)証明書 (※税額控除の記載があるもの) ※4~8月入所は令和6年度のもの 9~3月入所は令和7年度のもの
転入予定者のみ必要	<input type="checkbox"/> 転入に関する誓約書 DL可 <input type="checkbox"/> 住所や転入時期が確認できるもの (不動産売買契約書または賃貸借契約書)のコピー
該当者のみ必要	<input type="checkbox"/> 22ページの「③該当者のみ必要な書類」

### ◎ 市外の住民として入所した場合の次年度の継続

- 市外住民として越谷市内の保育施設に入所した場合、承諾期間は「年度末まで」となります。
- 次年度も継続して入所したい場合は、4月入所一斉受付の期限までに越谷市保育入所課に届くよう改めて手続をしてください。

### ◎ 期限

市区町村によって異なる  
(希望保育所等のある市区町村の保育施設担当課に要確認)  
※期限の10日前までに申込をお願いします。

### ◎ 必要書類

希望先市区町村で必要となる書類に加えて、次の書類も添付してください。

全員必要	<input type="checkbox"/> 「申込の必要書類(22ページ参照)」
転出予定でない場合	<input type="checkbox"/> 広域入所(委託)用保育施設利用エントリーシート DL可

### 保育所等に入所中の方

各月2日以降に転出した場合は、継続手続なしでその月の末日まで通うことができます。

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園(教育)

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可外等

# 3

## 幼稚園等の 利用申込

3歳児以降の選択肢となる幼稚園。  
幼児教育・保育の無償化に伴い加わった  
認定の手続などを確認しましょう。

申込前の準備



園に申込(願書提出)  
+ 認定申請



入園決定後  
の流れ

続いて、幼稚園等（従来型幼稚園、新制度幼稚園、認定こども園（教育部分））の申込について説明していきます。順を追って流れを確認しながら準備を進めましょう。

### 申込前の準備

- 幼稚園等は、各園で園児の募集を行います。また、建学の精神に基づく幼児教育を行っており、教育方針などがそれぞれ異なります。まずは、各園で行われる説明会や、入園前のお子さん（未就園児といいます。）も参加できる行事などに参加してみましょう。
- 「プレ保育（未就園児向けの保育）」を行っている園もあります。これらに参加することも有用です。

### 申込

- 各園に申し込みます。
- 4月入園の場合、例年、どの園も同じ日程で入園願書配布（10月15日）と受付（11月1日）を行っています。4月入園以外の利用は、各園にお問い合わせください。
- 願書提出とあわせ、お子さんの面接や、入園料や諸経費などの納入がある場合もあります。
- さらに、この提出にあわせて、「教育・保育給付認定」や「施設等利用給付認定」の手続も各園に行います。この受付については、申込と日程が異なる可能性がありますので御留意ください。

利用施設	対象者	必要な認定
従来型幼稚園	全員	施設等利用給付認定 (新1号認定・新2号認定・新3号認定)
新制度幼稚園 認定こども園(教育部分)	全員	教育・保育給付認定(教育標準時間認定)
	希望者のみ	施設等利用給付認定(新2号認定・新3号認定) ※預かり保育給付を受けたい場合のみ提出

#### 施設等利用給付認定（⇒33ページ参照）

新1号認定・新2号認定・新3号認定があります。利用施設や目的により必要な認定が変わります。

#### 教育・保育給付認定の「教育標準時間認定」（⇒他の認定は17ページ参照）

新制度幼稚園や認定こども園（教育部分）の利用を希望する保護者の方には、利用（子どものための教育・保育給付）のための認定のうち、「教育標準時間認定（1号認定）」を受けていただきます。

※DL可は市ホームページからダウンロードできます

※添付書類は一度提出されますと返却しません。必要な方はコピー等をとった上で提出してください

#### 必要書類

全員必要	該当者のみ必要
<input type="checkbox"/> 認定申請書(教育標準時間認定用) ※施設から渡されます <input type="checkbox"/> マイナンバー記入用紙 DL可 ※記入用紙に記載された「本人確認書類」コピーと記入用紙を指定封筒に入れ、申請書と一緒に提出してください ・保育施設等利用申込または保育の認定の手続のため提出したことがある場合、再度の提出は不要です。 ・児童ごとに1回提出が必要です。きょうだいで提出したが本児分としては初めて提出する場合は、必ず提出してください。 ※マイナンバー記入用紙を提出しない場合、課税(非課税)証明書の提出が必要になります	令和6年(2024年)1月1日に越谷市に住所がなかった方(1月2日以降に転入してきた方や単身赴任の方等) ●国外に住所があった方 <input type="checkbox"/> 年間収入申告書 DL可 ●転入予定者の方(両方必要) <input type="checkbox"/> 転入に関する誓約書 DL可 <input type="checkbox"/> 住所や転入時期が確認できる不動産売買契約書又は賃貸借契約書のコピー ※入園前月末までに越谷市に転入が必要です。
	生活保護受給者(該当するものを提出) ●新規受給者 <input type="checkbox"/> 受給証明書 ●更新した方 <input type="checkbox"/> 受給証のコピー 夫婦関係調整調停中の別居の場合 <input type="checkbox"/> 調停中であることが分かるもの(裁判所発行)のコピー 在宅障がい者がいる場合 <input type="checkbox"/> その方の手帳(氏名・等級記載部分)のコピー

#### プラス保育枠の利用申込（⇒7ページ参照）

さらに、こしがや「プラス保育」幼稚園の「プラス保育枠」を利用したい場合、各園が設定しているプラス保育枠の受付日程で「プラス保育枠利用申込書」等を提出します（⇒8ページ参照）。

利用したい事業	対象者	必要な申込
プラス保育枠	希望者のみ	「プラス保育枠」の申込(プラス保育幼稚園のみ)

## 入園決定後の流れ

- ・説明会や制服採寸、プレ保育などがあります。
- ・入園月の1日付けで入園となりますが、4月の入園式は、ほとんどの園で4月10日前後に行われます。入園式まで預かりがない園が多いですので、必要の方はあらかじめ園にご確認ください。
- ・入園当初は「慣れ保育」があり、保育時間が短くなります。



## 新2号認定・新3号認定の注意

※ DL可 は市ホームページからダウンロードできます

**継続して「保育が必要な事由」が必要**  
 預かり保育給付を受けるには、継続して「保育が必要な事由」があることの認定(⇒33ページ参照)が必要です。認定後、保育認定の事由がなくなり認定取消となったときは、給付を受けられなくなります。

### 次のとおりにすれば継続可能

#### 仕事を辞めた場合

- ・1か月以内に就労する。
- ・その翌月15日までに就労証明書を提出する(できない場合は認定不可)。
- ※離職について変更申請が必要です

離職した

勤務時間が変わった

家族構成が変わった

就職した

出産予定となった

### 申込書類の記載事項に変更が生じた場合

認定変更申請書 DL可 に必要書類を添付して、施設または保育入所課に提出します。

受付場所	※切
幼稚園等での受付	毎月10日までに提出 (土日祝の場合は次の平日)
保育入所課での受付	

## 幼稚園等と保育施設 Q & A

### Q1 幼稚園等と保育施設、どちらに入園したらよいでしょうか？

A 就労等の状況や目的に応じてそれぞれお考えください。ポイントの一例です。

幼稚園等	保育施設
<input type="checkbox"/> 幼稚園の教育を受けさせたい。 集団生活を体験させたい。 <input type="checkbox"/> 保護者の就労状況が、預かり保育を含めた園の保育時間で対応ができる。 <input type="checkbox"/> 土曜日は、自宅で保育できる。 <input type="checkbox"/> 夏休み等の長期休業中は、入園先の預かり保育の内容で対応できる。	<input type="checkbox"/> 保育認定の条件を卒園まで維持することができる。 <input type="checkbox"/> 保護者が父母共にフルタイム勤務等で、幼稚園の保育時間では預かり保育を利用しても対応できない。 <input type="checkbox"/> 土曜日や夏休み等の長期休業期間も、長時間の保育が必要。

### Q2 幼稚園等と保育施設の併願はできますか？

A パターンごとに異なります。幼稚園等は入園金がかかるため注意

#### パターンⅠ

従来型幼稚園

⇔ 保育所・認定こども園(保育)

- ・制度が異なる幼稚園のため、併願が可能です。

#### パターンⅡ

新制度幼稚園

⇔ 保育所・認定こども園(保育)

- ・同じ教育・保育給付認定である「教育標準時間認定」と「保育認定」を並行して申請することはできませんが、入園の申込は可能です。
- ・保育施設も申込することをあらかじめ幼稚園に伝え、了解を得た上で申込を行ってください。
- ※幼稚園は、入園内定と教育標準時間認定の申請は、別の手続きです。
- ※施設の了解を得られない場合、併願できません。

#### 併願をする場合のお願い

- ・幼稚園等と保育施設の両方に内定した場合、お子さん1人に対して2人分の枠を確保することとなります。特に3歳児(年少)は、どこにも入れず「保留(入れない)」の結果となる方もまだまだ少なくありません。
- ・このため、可能な限り早い時期に意思決定をし、入園しない施設の辞退手続を済ませてください。
- ・1人でも多くの児童が入所できるよう、ぜひご協力をお願いします。

#### パターンⅢ

A認定こども園(教育)

⇔ B認定こども園(保育)

- ・A認定こども園とB認定こども園は別施設のため、「パターンⅡ」と同様のパターンとなります。
- ※園の了解を得られない場合、併願できません。

#### パターンⅣ

A認定こども園(教育)

⇔ A認定こども園(保育)

- ・認定こども園は教育部分と保育部分をあわせて1つの施設なので、1つの施設に2つの申込をすることはできません。
- ・申込時にどちらかを選択する必要があります。なお、保育部分に入園が出来なかった場合に、教育部分の定員に空きがまだあれば、教育部分に駆け込みで入園することは可能です。

# 4

## 利用者負担 (保育料)

入所に伴ってかかる料金です。  
0~2歳児は世帯の市民税所得割額で算定。  
3~5歳児は施設種別に応じた「幼児教育・保育の無償化」がなされています。

### 0~2歳児 (幼稚園・認定こども園(教育部分)の満3歳児を除く)

※クラス年齢(4月1日現在の年齢)で決まります。年度途中で3歳になっても年度中は0~2歳児の額です。

### 公立保育所・私立保育園・認定こども園(保育部分)・地域型保育

かかる費用
①利用者負担
+
②延長保育・時間外保育
+
③実費徴収

※給食費はかかりません(夕食等除く) ※私立保育園・公立保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育とも同額

### 利用者負担 (基準額表)

世帯の市民税所得割額等により額を決定します。公立・私立問わず共通料金です。

**計算方法** 次ページの例1~例3のように税額を計算し、算定します。  
8月分までと、9月分以降で、元となる税額の年度が変わります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税所得割額から算定 <small>(令和5年(2023年)1月~12月の収入から算定)</small>						当年度の市民税所得割額から算定 <small>(令和6年(2024年)1月~12月の収入から算定)</small>					

※表の税額は、次の控除による税額控除をする前の額です。

住宅借入金控除(住宅ローン)、配当控除、外国税額控除、寄付金控除(ふるさと納税等)等

(令和6年9月現在)

階層区分(保育)	国 市	定 義 (金額は市民税所得割額)	利用者負担額 (月額) 円		多子世帯への軽減
			保育標準時間	(保育短時間)	
1	A	生活保護世帯・中国残留邦人等 支援給付受給世帯・里親世帯	0	(0)	<div style="background-color: #f96; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="font-size: 18px; font-weight: bold;">年齢 問わず</span> </div> 同一世帯の「2人目以降」 に当たる児童が 入所する場合
2	B	市民税が非課税の世帯	0	(0)	
3	C	市民税が均等割のみ課税の世帯	11,900	(11,600)	
3	C	2 11,000円未満の世帯	13,800	(13,500)	<input type="checkbox"/> 一番上の子 全額 <input type="checkbox"/> 上から2番目 1/2 <input type="checkbox"/> 上から3番目以降 無料 ※57,700円未満の方 57,700円
		3 11,000円以上 48,600円未満	15,700	(15,400)	
		1 48,600円以上 53,600円未満	17,400	(17,100)	
4	D	2 53,600円以上 58,600円未満	19,200	(18,800)	<div style="background-color: #f96; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="font-size: 18px; font-weight: bold;">就学前児童 (=0~5歳児) かつ対象施設の入 所児童で数える</span> </div> 同一世帯から2人 以上の「就学前児 童」が入所する場合
		3 58,600円以上 63,600円未満	21,000	(20,600)	
		4 63,600円以上 78,600円未満	23,800	(23,300)	
5	D	5 78,600円以上 97,000円未満	27,600	(27,100)	<input type="checkbox"/> 一番上の子 全額 <input type="checkbox"/> 上から2番目 1/2 <input type="checkbox"/> 上から3番目以降 無料 ※対象施設 保育所、認定こども園、地域型保育、 <u>幼稚園</u> 、 特別支援学校幼稚部、 <u>児童心理治療施設通所部</u> 、 <u>児童発達支援</u> 、 <u>医療型児童発達支援</u> 、 <u>企業主導型保育</u> を利用している場合 [ ]で囲んだ施設〔幼稚園は越谷教会附属越 谷幼稚園以外〕は届出が必要です。 「多子軽減に関する届出書(各利用施設にありま す)」を入所後、ご提出ください。
		6 97,000円以上 117,000円未満	32,000	(31,400)	
		7 117,000円以上 135,000円未満	36,500	(35,800)	
6	D	8 135,000円以上 169,000円未満	41,900	(41,100)	
		9 169,000円以上 202,000円未満	43,700	(42,900)	
		10 202,000円以上 235,000円未満	50,000	(49,100)	
7	D	11 235,000円以上 268,000円未満	52,900	(52,000)	
		12 268,000円以上 301,000円未満	55,800	(54,800)	
		13 301,000円以上 349,000円未満	60,600	(59,500)	
7	D	14 349,000円以上 397,000円未満	61,200	(60,100)	
		15 397,000円以上	66,500	(65,300)	

※市民税所得割額 57,700円以上であっても、当面の間、同一世帯の「3人目以降」に該当する場合は、申請の上、無料となります(埼玉県多子世帯保育料無償化支援事業)。  
【注意】埼玉県の事業です。埼玉県が事業の見直しを行った場合、実施されなくなる可能性があります。

### 母子(父子)世帯等への軽減

CまたはD階層(ただし市民税所得割額 77,101円未満の者に限る。)に該当し、次に掲げる世帯は、右表の利用者負担額となります。

- (1) 母子(父子)世帯等
- (2) 在宅障がい児(者)のいる世帯
- (3) 生活保護法に定める要保護者等

階層区分(保育)	保育標準時間	保育短時間	多子世帯への軽減
C	1	4,950 (4,850)	<div style="background-color: #f96; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="font-size: 18px; font-weight: bold;">年齢 問わず</span> </div> 同一世帯の 「2人目以降」に 当たる児童が 入所する場合
	2	5,900 (5,750)	
	3	6,750 (6,600)	
D	1	7,200 (7,050)	<input type="checkbox"/> 一番上の子 全額 <input type="checkbox"/> 上から2番目~無料 ※1 市民税所得割額が 77,101円未満の方まで
	2	7,650 (7,500)	
	3	8,100 (7,950)	
	4 <sup>※1</sup>	8,550 (8,400)	

**Q&A** 離婚した場合、利用者負担は安くなりますか？

例えば母子家庭となった場合、同居者がいない場合は母のみの税額で利用者負担を算定します。結果、基準額より軽減される場合があります(※離婚の翌月から)。ただし、同居者がおり、母の収入が93万円以下の場合は、同居親族のうち最も収入額が高い方を「家計の主宰者」として算定しますので、結果、利用者負担が高くなるケースも見受けられます。なお、「離婚前提の別居」の場合は、夫婦関係調整調停中等を除き、不在者を含めて算定します。

## 利用者負担の計算例

3～5歳児の副食費減免と考え方は同じです

※各例題の市民税額は、市民税所得割額のことをいいます。(利用者負担額は保育標準時間の例)

例1 世帯構成：父、母、子（2歳児）、子（0歳児）、祖父、祖母

<b>父</b>	収入 5,000,000円 税額 200,000円	<b>母</b>	収入 2,000,000円 税額 30,000円	<b>祖父</b>	収入 4,000,000円 税額 150,000円	<b>祖母</b>	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	------------------------------	----------	-----------------------------	-----------	------------------------------	-----------	-----------------------------

父母ともに市民税額が発生しているため、合算して算出

200,000円（父の市民税額）+30,000円（母の市民税額）=230,000円 ⇒ D10階層  
利用者負担：2歳児・・・50,000円 0歳児・・・25,000円（1/2）

例2 世帯構成：父、母、子（2歳児）、子（0歳児）、祖父、祖母

<b>父</b>	収入 800,000円 税額 0円	<b>母</b>	収入 400,000円 税額 0円	<b>祖父</b>	収入 4,000,000円 税額 150,000円	<b>祖母</b>	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	----------------------	----------	----------------------	-----------	------------------------------	-----------	-----------------------------

父母ともに収入が93万円以下のため、同居親族のうち最も収入額が高い祖父を家計の主宰者として算出。

150,000円（祖父の市民税額）⇒ D8階層  
利用者負担：2歳児・・・41,900円 0歳児・・・20,950円（1/2）

祖父母が児童を扶養の対象としている場合は、別居でも算定に含めます

例3 世帯構成：父、母、子（2歳児）、子（0歳児）、祖父、祖母

<b>父</b>	収入 1,200,000円 税額 10,000円	<b>母</b>	収入 400,000円 税額 0円	<b>祖父</b>	収入 4,000,000円 税額 150,000円	<b>祖母</b>	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	-----------------------------	----------	----------------------	-----------	------------------------------	-----------	-----------------------------

父母のうち父の収入が93万円超のため、同居の親族等の市民税額は算出の対象としない。

10,000円（父の市民税額）⇒ C2階層  
利用者負担：2歳児・・・13,800円 0歳児・・・6,900円（1/2）

### 「市民税所得割額」の確認方法

課税証明書（税額控除の記載があるもの）を確認する方法のほか、次の書類からも確認できます。

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書」（主に会社員等の方が対象）

税額	市民税	税額控除前所得割額④	計算に 使用しま せん
		税額控除額⑤	
	<b>所得割額⑥</b>		
	均等割額⑦		
県民税		税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		<b>所得割額⑥</b>	
		均等割額⑦	

税額控除のうち、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、寄附金税額控除、外国税額控除を受けている方以外は、「**所得割額⑥**」欄に記載の金額が、利用者負担算定の税額となります。  
※これらの控除を受けている方は、「**所得割額⑥**」欄にこれらの控除によって減税された金額を足し戻して計算した金額が、利用者負担算定の税額となります。

「市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書」の市民税・県民税算出基礎（主に自営業等の方が対象）

	調整控除額 (円)	配当控除額 (円)	住宅借入金等特別 税額控除額(円)	寄附金税額控除額 外国税額控除額等(円)	配当割額控除額・株式等 譲渡所得割額控除額(円)	差引所得割額(円)	均等割額 (円)
市民税							
県民税							

↑市民税の「**配当控除額(円)**」欄から「**差引所得割額(円)**」欄までを足し合わせた金額が、利用者負担算定の税額となります。

### ◎延長保育料・時間外保育料

認定区分ごとに利用実績に応じて園が徴収します。  
（※「保育時間」を参照）

### ◎実費徴収（上記以外でかかる費用）

次の実費徴収があります。

入園時	スモック、帽子など
毎月	行事費、布団乾燥代など

※徴収の有無や内容・額は園によって異なります。  
※徴収する費用の概要は、冊子「保育施設ガイド」に掲載しています。

### ※企業主導型保育・認可外保育施設

保育所等と異なり、「園が定めた額」となります。

企業主導型保育以外の認可外保育施設は、施設等利用給付認定の「新3号認定」を受けている場合、市から給付を受けられます。（市民税が非課税の世帯で保育認定を満たす就労等をしている等の条件があります（⇒33ページ参照）。

※「世帯」の考え方は、利用者負担と同じです。このページの「計算例」を確認してください。

### ◎利用者負担額に関する注意

ポイント

- 利用者負担額は改定する場合があります。
- 国外で収入がある場合も算定に含めます。
- 転入者等で保育入所課に課税資料の提出がない場合は、最高額で算定します。
- 年度をさかのぼって利用者負担額等の変更はできません。

### ◎利用者負担の納付

- 公立保育所、私立保育園 →市 に納付
- 認定こども園、地域型保育 →施設に納付

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園(教育)

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可外等

### 3～5歳児 (幼稚園・認定こども園(教育部分)の満3歳児を含む)

※クラス年齢(4月1日現在の年齢)で決まります。年度途中で3歳(2号)になっても年度中は0～2歳児の額です。

## 公立保育所・私立保育園・認定こども園・幼稚園・企業主導型保育 かかる費用

### ①利用者負担

(2号・1号は0円。従来幼稚園も25,700円/月まで給付)

### ②延長保育・時間外保育(保育施設)

### ②預かり保育(幼稚園等)

(施設等利用給付認定の新2号認定は給付あり)

### ③給食費

(副食費は税額や子どもの数で減免あり)

### ④実費徴収

上乘せ徴収

### ①利用者負担

(令和6年9月現在)

施設類型	公立保育所・私立保育園・認定こども園・新制度幼稚園・企業主導型保育	従来型幼稚園 ※施設等利用給付の「新1号認定」又は「新2号認定」を受ける必要があります						
利用者負担額	<p>0円/月</p> <p>※市民税所得割額等に関係なく、利用者全員がこの額となります。</p> <p>※企業主導型保育は、「標準的な保育料が無償化」とされています。(市役所への手続はありません)</p>	<p>次の数式で得られた額が自己負担額となる。</p> <p>保育料(入園年度は入園料を在籍月割した額を含む) - 25,700円/月</p> <p>※保育料等は、園ごとに異なります。</p> <p>※計算した結果0円以下となった場合、0円となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計算例</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育料が28,000円の場合</td> <td>2,300円 (28,000円-25,700円)</td> </tr> <tr> <td>保育料が20,000円の場合</td> <td>0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)</td> </tr> </tbody> </table>	計算例	自己負担額	保育料が28,000円の場合	2,300円 (28,000円-25,700円)	保育料が20,000円の場合	0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)
計算例	自己負担額							
保育料が28,000円の場合	2,300円 (28,000円-25,700円)							
保育料が20,000円の場合	0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)							

### ②延長保育料・時間外保育料・預かり保育料

(令和6年9月現在)

施設類型	公立保育所・私立保育園・認定こども園(保育)	認定こども園(教育)・新制度幼稚園	従来型幼稚園	企業主導型保育						
延長保育料(時間外保育料)	認定区分ごとに利用実績に応じて園が徴収(※「保育時間」を参照)			利用実績に応じて園が徴収						
預かり保育料	<p>市内の標準的な例</p> <p>保育標準時間の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7:00～7:30 250円/回</li> <li>18:30～19:00 250円/回</li> <li>19時以降も徴収</li> </ul> <p>保育短時間の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7:00～7:30 250円/回</li> <li>17:30～18:30 250円/回</li> <li>18:30～19:00 250円/回</li> <li>19時以降も徴収</li> </ul>	<p>園が定めた額(プラス保育枠は450円×利用日数(上限11,300円/月まで))を園が徴収。ただし、施設等利用給付認定の「新2号認定」を受けている場合、次の数式で得た額が自己負担額となる。</p> <p>「預かり保育料」 - (450円×利用日数(上限11,300円/月))</p> <p>※0～2歳児で市民税非課税の方は上限16,300円</p> <p>※計算した結果、0円以下となった場合、0円となります。</p> <p>※「新2号認定」には、保育認定を満たす就労等をしている等の条件があります(⇒33ページ参照)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計算例</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預かり保育を20日/月利用し、預かり保育料12,000円だった</td> <td>3,000円(12,000円-(450円×20日))</td> </tr> <tr> <td>預かり保育を15日/月利用し、預かり保育料4,000円だった</td> <td>0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)</td> </tr> </tbody> </table>	計算例	自己負担額	預かり保育を20日/月利用し、預かり保育料12,000円だった	3,000円(12,000円-(450円×20日))	預かり保育を15日/月利用し、預かり保育料4,000円だった	0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)		
計算例	自己負担額									
預かり保育を20日/月利用し、預かり保育料12,000円だった	3,000円(12,000円-(450円×20日))									
預かり保育を15日/月利用し、預かり保育料4,000円だった	0円(差し引いてマイナスとなる場合は、その額まで)									

幼稚園等の満3歳児の場合は、施設等利用給付認定の「新3号認定」を受けている場合のみ市から給付を受けられます。※市民税非課税世帯に限られます。

※越谷市内にはありませんが、開園時間1日8時間未満または開園日数200日未満であると市が確認した幼稚園では、併用した認可外保育施設等の保育料を施設等利用給付の「預かり保育給付」の算定に入れて計算することができます。

### ※対象施設

小学校、地域型保育、保育所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育を利用している場合。

で囲んだ施設(幼稚園は越谷教会附属越谷幼稚園以外)は届出が必要です。

「多子軽減に関する届出書(各利用施設にあります)」を入所後提出してください。

(令和6年7月現在)

### ③給食費

#### ▶主食費(ごはん等)

「園が定めた額」です。(園によって異なる)

「主食費」は減免制度がありません。

#### ▶副食費(おかず等)

「園が定めた額」ですが、下表のとおり減免があります。

※従来型幼稚園は手続が必要です。(提出時期等は市から案内)

※企業主導型保育は減免制度はありません。

階層	定義	副食費(円)	
		従来型幼稚園	新制度幼稚園、認定こども園(教育)
1	生活保護世帯・中国残留邦人等支援給付受給世帯・里親世帯		
2	市民税非課税世帯	4,800/月まで補助	0
3	市民税均等割のみ課税世帯		
4	市民税所得割額が57,700円未満		
5	市民税所得割額が57,700円以上77,101円未満	4,800/月まで補助	0
6	市民税所得割額が77,101円以上		園が定めた額

多子世帯への軽減		
区分	幼稚園、認定こども園(教育)	公立保育所・私立保育園、認定こども園(保育)
条件	小学校1～3年生の兄弟から数えて3人以上の児童が対象施設(小学校・保育所等含む)に入所する場合	同一世帯から3人以上の「就学前児童(0～5歳児)」が入所する場合
料金	上から3番目以降に該当する児童は「無料」(※従来型幼稚園は4,800円/月まで補助)	対象施設の入所児童で数える

※市民税所得割額77,101円未満で次のいずれかに該当する場合は0円となります。

- ・母子(父子)世帯等
- ・在宅障がい児(者)のいる世帯
- ・要保護者等

## 副食費(給食)の計算例

園で定めた副食費の額が「4,500円」の場合の例です。  
 ※各例題の市民税額は、市民税所得割額のことをいいます。

0～2歳児の利用者負担  
 と考え方は同じです

例1 世帯構成：父、母、子（5歳児・こども園(教育)）、子（3歳児・こども園(教育)）、祖父、祖母

<b>父</b>	収入 5,000,000円 税額 200,000円	<b>母</b>	収入 2,000,000円 税額 30,000円	<b>祖父</b>	収入 4,000,000円 税額 150,000円	<b>祖母</b>	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	------------------------------	----------	-----------------------------	-----------	------------------------------	-----------	-----------------------------

父母ともに市民税額が発生しているため、合算して算出

200,000円(父の市民税額) + 30,000円(母の市民税額) = 230,000円 ⇒ 6階層  
 副食費：5歳児(教育)・・・4,500円 3歳児(教育)・・・4,500円(2人目でも減免ありません)

例2 世帯構成：父、母、子（5歳児・こども園(教育)）、子（3歳児・こども園(保育)）、祖父、祖母

<b>父</b>	収入 800,000円 税額 0円	<b>母</b>	収入 400,000円 税額 0円	<b>祖父</b>	収入 2,500,000円 税額 60,000円	<b>祖母</b>	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	----------------------	----------	----------------------	-----------	-----------------------------	-----------	-----------------------------

父母ともに収入が93万円以下のため、同居親族のうち最も収入額が高い祖父を家計の主権者として算出。

60,000円(祖父の市民税額) ⇒ 5階層  
 利用者負担：5歳児(教育)・・・0円 3歳児(保育)・・・4,500円

祖父母が児童を扶養の対象としている場合は、別居でも算定に含めます

例3 世帯構成：父、母、子（5歳児・こども園(教育)）、子（3歳児・こども園(教育)）、祖父、祖母

<b>父</b>	収入 1,200,000円 税額 10,000円	<b>母</b>	収入 400,000円 税額 0円	<b>祖父</b>	収入 4,000,000円 税額 150,000円	<b>祖母</b>	収入 1,500,000円 税額 10,000円
----------	-----------------------------	----------	----------------------	-----------	------------------------------	-----------	-----------------------------

父母のうち父の収入が93万円超のため、同居の親族等の市民税額は算出の対象としない。

10,000円(父の市民税額) ⇒ 4階層  
 利用者負担：5歳児(教育)・・・0円 3歳児(教育)・・・0円

### 「市民税所得割額」の確認方法

課税証明書(税額控除の記載があるもの)を確認する方法のほか、次の書類からも確認できます。

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書」(主に会社員等の方が対象)

税額	市民税	税額控除前所得割額④	計算に 使用しま せん
		税額控除額⑤	
	所得割額⑥		
	均等割額⑦		
額	県民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	

税額控除のうち、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、寄附金税額控除、外国税額控除を受けている方以外は、「所得割額⑥」欄に記載の金額が、副食費減免の算定における税額となります。  
 ※これらの控除を受けている方は、「所得割額⑥」欄にこれらの控除によって減税された金額を足し戻して計算した金額が、副食費減免の算定における税額となります。

「市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書」の市民税・県民税算出基礎(主に自営業等の方が対象)

	調整控除額(円)	配当控除額(円)	住宅借入金等特別税額控除額(円)	寄附金税額控除額 外国税額控除額等(円)	配当割額控除額・株式等 譲渡所得割額控除額(円)	差引所得割額(円)
市民税						
県民税						

↑市民税の「配当控除額(円)」欄から「差引所得割額(円)」欄までを足し合わせた金額が、副食費減免の算定における税額となります。

### 実費徴収・上乗せ徴収(上記以外でかかる費用)

次の実費徴収や上乗せ徴収があります。

入園時	入園料、通園バッグ、体操着、園服など
毎月	実費徴収 行事費、布団乾燥代、教材費など (幼稚園等はバス代等もあり)
	上乗せ徴収 (※認定こども園・幼稚園のみ) 特別教育費など

※徴収の有無や内容・額は園によって異なります。

※保育施設と「プラス保育」幼稚園で徴収する費用の概要は、冊子「保育施設ガイド」に掲載しています。

### 認可外保育施設(企業主導型保育除く)

保育所等と異なり、「園が定めた額」となります。

ただし、施設等利用給付認定の「新2号認定」を受けている場合、市から給付を受けられます。  
 (保育認定を満たす就労等をしている等の条件があります(⇒次ページ参照))

### 副食費の減免に関する注意

ポイント

- 国外で収入がある場合も算定に含めます。
- 転入者等で越谷市に課税資料の提出がない場合は、減免できません。
- 年度をさかのぼっての減免の変更はできません。

### 主食費・副食費の納付

- 公立保育所 → 市に納付
- 私立保育園、認定こども園  
幼稚園、企業主導型保育 → 施設に納付

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園(教育)

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可外等

# 5

## 施設等利用給付 認定

就労等をしながら幼稚園や認可外保育施設等を利用している方を対象に利用料の一部を給付します。

- ・ 幼児教育・保育の無償化に当たって創設された「子育てのための施設等利用給付」を受けるための認定です。
- ・ 幼稚園や認可外保育施設等を利用している方について、状況に応じて給付を行います。

※認可外保育施設等については、「給付対象施設」のみが対象となります。対象とならない施設がありますので、利用前に必ず確認してください。

**認定区分を切り替えたい場合** (新1号⇄新2号)

改めて申請が必要です。

必要書類：34ページの

「必要書類」+辞退届 **DL可**

### 対象者

利用施設	対象者	選択する認定区分		
		認定区分	対象年齢	認定を受けるための条件
従来型幼稚園	全員 (いずれか選択)	<b>新1号認定</b> ※従来型幼稚園のみ対象	満3歳児以上	預かり保育等を利用しないなど新2号認定や新3号認定に該当しない場合
新制度幼稚園 認定こども園(教育部分)	希望者のみ	<b>新2号認定</b>	3歳児以上	「保育の必要な事由」に該当し、「幼稚園等の預かり保育給付」や「認可外保育施設等の給付」を希望する場合
認可外保育施設 一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター ※対象であることを市が確認した施設に限ります。 ※公立保育所、私立保育園、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育等を利用していない方が対象です(市外の幼稚園・認定こども園と併用の場合は、そちらの区分で申請)。 ※ファミリー・サポート・センターは送迎のみの利用は対象外です。	希望者のみ	<b>新3号認定</b> ※市民税が非課税の世帯のみ対象	0～2歳児 ※幼稚園・認定こども園(教育部分)の満3歳児を含みます。	

※「世帯」の考え方は、3～5歳児の副食費の減免の算定と同じです。例えば、同居の祖父母等がいる場合、算定対象に含める場合があります(⇒前ページの「計算例」参照)。

### 保育が必要な事由 (新2号認定・新3号認定の条件)

保育所等の利用基準と同様に、保護者(父母)に次のいずれかの事由があり、常時(月64時間以上(目安：週4日以上かつ1日4時間以上))保育が必要な状態にあることが必要です。

保育が必要な事由		認定期間
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む <small>※無収入の労働は、ボランティアと同義のため、就労とみなせません。</small>	最長で就学前まで
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 (就労内定を含む)	3か月 ※期限内に就労証明書が提出された場合は、就労に変更
育児休業 取得中の 継続利用	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合 ※育児休業取得中に認可外保育施設等の利用を開始した場合は該当しません。	産まれるお子さんが1歳を迎える年度の3月末 (翌年度5歳児の場合は、就学前まで) ※期間経過時に生まれた子の保育所等の4月入所申込をしたが入所できなかった場合は、「満2歳に達する年度の3月末まで」期間を延長する(ただし延長期間中も申込状態の継続が必要。再延長はできない)。
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	出産前：出産予定月を基準に前2か月 出産後：出産日を基準に後8週の翌日が属する月末 ※育児休業要件にはつながりません。
就 学	学校または職業訓練校に在学している場合	最長で就学前まで
病気・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合	※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで。
病人の 看護等	同居の親族(長期間入院等をしている場合も含む)を介護又は看護している場合	
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	
その他	上記に類する状態にある場合	

※保護者がお子さんを保育できる場合は、認定不可または新1号認定となります。

※事由によって認定期間が異なります。事由がなくなったときは、認定不可または新1号認定となります。

※認定期間中は「常時」を常に満たす必要があります。例) 毎月40時間程度の就労だが、ある月だけ64時間を超える→認定できない)

# 給付の流れ

## 1 認定申請（全員必要）

※DL可は、市ホームページからダウンロードできます。

あらかじめ「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

### 提出先

区分	提出先
幼稚園・認定こども園	各幼稚園等
認可外保育施設等	市役所保育入所課

申請児童  
1人につき1枚提出

証明書類は発行から  
3か月以内のものを提出

きょうだいで同時申請の場合

就労証明書など証明書類は原本1部で、それ以外はコピーでも構いません

提出時点で証明書の  
日付が3か月以上経過

就労証明書など、再度会社から証明を受けましょう

### 期限 給付希望前月10日まで（4月は別途設定）

### 必要書類

★新1号・新2号・新3号共通

#### 全員必要

- 申請書 DL可
- エントリーシート DL可

★新2号・新3号を希望する場合のみ新1号の方は不要

該当者のみ	夫婦関係調整調停中の別居の場合 (住所が別であることが必要)	<input type="checkbox"/> 調停中であることが分かるもの (裁判所発行)のコピー
0~2歳児で「新3号」希望者のみ	令和6年(2024年)1月1日に越谷市に住所がなかった方 (1月2日以降に転入してきた方や単身赴任の方等)	<input type="checkbox"/> マイナンバー記入用紙 DL可 または 市区町村住民課税(非課税)証明書 (※税額控除の記載があるもの) ※4~8月入所は令和6年度のもの 9~3月入所は令和7年度のもの
	国外に住所があった方	<input type="checkbox"/> 年間収入申告書 DL可

夫婦関係調整調停中かつ別居している(住民票の住所が別)場合を除き、算定上、不在者を含めて考えます。また、新2号・新3号認定を希望する場合は、不在者の就労証明書等も必要です。

マイナンバー記入用紙を提出した場合、課税(非課税)証明書の提出は不要です！  
※提出後の処理の結果、課税証明書等の提出をお願いする場合があります(担当者から連絡があります)。

「令和6年度(2024年度)」は令和5年(2023年)中の所得です。

○令和6年度課税(非課税)証明書  
→令和6年(2024年)1月1日時点の住所地の役所で発行

扶養の範囲内の方も必ず提出してください  
※母が父を配偶者扶養控除の対象にしている→父母共に課税(非課税)証明書の提出が必要  
※父母ともに収入が93万円以下の場合、祖父母分の課税(非課税)証明書も必要

#### 保育の必要性を証明する書類【いずれか必須】

就労(予定)している方	<input type="checkbox"/> 就労証明書(所定用紙) DL可
求職活動中の方	<input type="checkbox"/> 求職活動状況報告書 DL可 (活動していない場合は不要)
育児休業取得中の継続利用の方	<input type="checkbox"/> 就労証明書(所定用紙) DL可 + 在園証明書(所定用紙) DL可
出産予定がある方	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳(分娩予定日記載部分のコピー)
学校に在学中の方	<input type="checkbox"/> 在学証明書と時間割表
看護・介護をしている方	<input type="checkbox"/> 介護状況申告書 DL可 + 必要な添付書類(申告書参照)
病気の方	<input type="checkbox"/> 診断書(保育ができないことが明記されている3か月以内のもの)
心身に障がいのある方	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等(氏名・等級記載部分のコピー)
その他	※上記に当てはまらない方。事前に保育入所課にご相談ください。

#### 証明書類

- プラス保育希望の場合  
同居の祖父母が令和7年4月1日現在で65歳未満の場合、祖父母分も提出してください。
- 上記以外  
祖父母分の提出は不要です。

幼稚園

プラス保育幼稚園

保育所・保育園

認定こども園(教育)

認定こども園(保育)

地域型保育

企業主導型保育

一時・病児・認可外等

## 2 決定通知

市が認定を行い、可否を「施設等利用給付認定決定通知書」等で通知します。

※審査に必要な場合、市が勤務先等に電話等で調査・確認することがあります。

## 3 給付

下表のとおり、給付を受けるための手続きを行います。

(令和6年9月現在)

区分	新1号	新2号・新3号		
		従来型幼稚園の利用者負担給付	幼稚園等の預かり保育給付 「プラス保育」幼稚園 市内の認定こども園	左記以外の幼稚園 (市外の認定こども園を含む)
給付を受けるための手続	給付手続不要。 毎月、「自己負担額+給食費+実費徴収等」を園に支払います。	給付手続不要。 毎月、「自己負担額」のみ園に支払います。 ※プラス保育枠以外を含む	年数回、各幼稚園を通して「給付申請」を行います。審査後、市から支給があります。	必要書類 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 提供証明書(原本) <input type="checkbox"/> 領収書(原本)
給付額	0~2歳児 3~5歳児	25,700円/月	450円×利用日数/月(上限16,300円/月) 450円×利用日数/月(上限11,300円/月)	認可外保育施設等のみの場合の給付額 ※下欄もあわせて確認 42,000 37,000

※「かかった保育料」が給付額を下回る場合、その額までとなります。

認可外保育施設等と幼稚園等の併用  
※可能な幼稚園は市内にありません

幼稚園等と認可外保育施設等を併用している場合は原則認可外保育施設等の給付を受けられませんが、開園時間1日8時間未満または開園日数200日未満であると市が確認した幼稚園では、認可外保育施設等の保育料を「預かり保育給付」の算定に入れて計算することができます。

※給付対象施設は、「認可外保育施設(36ページ参照)」で確認してください。また、越谷市外の認可外保育施設で給付対象施設となるかどうかは、所在地の市町村(又は都道府県)に確認してください。

# 6

## その他の 保育サービス

一時預かり、ファミリー・サポート・センター、  
病児保育などを紹介します。  
場面に応じてご活用ください。

### 地域子育て支援センター (問合せ：各施設)

子育て親子の交流等を推進するため、子育て相談、子育て講座等を行っています。ぜひお近くのセンターに足をお運びください。



各センターで工夫をこらした講座等を行っています。「広報こしがや」に掲載するほか、「こしがや子育てネット」に随時掲載しています！



### 一時預かり (問合せ：各施設)

保護者が急用等で保育に困ったとき、また子育てのリフレッシュを図るときなどに、一時的にお子さんをお預かりします。  
※いずれの施設も健康な乳幼児が対象です。長時間保育の場合はお子さんの状態によります。

#### ポイント

- 利用の前に、あらかじめ各施設で登録が必要です。
- 利用の際は、お子さんの慣れ保育や利用予約が必要です。また、記載の料金のほかにおやつ代やシーツ代がかかります(料金は直接お問い合わせください)。
- 市外の方は、保育ステーションのみ利用できます。ただし、里帰り出産の場合、在勤・在学の場合は、地域子育て支援センターも利用できます。また、子育て講座への参加は市外の方も可能です。

### 地域子育て支援センター・保育ステーション一覧

施設名	所在地	電話番号 (048)	一時預かりの内容				
			対象 (就学前まで)	日	実施日	実施時間	料金
増林保育所 地域子育て支援センターおひさまの子	東越谷 8-41-1	960-5800	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500円/時
新方保育所 地域子育て支援センターにこにこ	北川崎 729-1	970-5611	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500円/時
荻島保育所 地域子育て支援センターぼかぼか	南荻島 330-1	971-8115	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500円/時
南越谷保育園 地域子育て支援センターすくすく	七左町 1-347	990-5003	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30 (一時預かりは令和7年3月31日で終了予定)	500円/時
おおたけ保育園 地域子育て支援センターたけのこ	大竹 815-1	977-5311	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500円/時
越谷レイクワンのさくら保育園 地域子育て支援センターげんき	レイクワン 8-3-5	988-0863	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500円/時
松沢保育園 地域子育て支援センターきらきら	谷中町 2-88-4	080-1058-3953	満1歳から	5	月～金	9:00～16:00	500円/時
認定こども園わかばの森ナーサリー 地域子育て支援センター森のひろば	新越谷 1-31-18	993-4154	実施していません				
の～びるこどもの家保育園 地域子育て支援センターおハその広場	相模町 3-220-1	988-8180					
袋山保育園 地域子育て支援センターたんぽぽ	袋山 1956-1	979-0520	満1歳から	10	月～金	8:30～16:30	500円/時
の～びる保育園 地域子育て支援センターのびるば広場	南越谷 1-12-11 イーストビル2 5階	987-7088	実施していません				
越谷どろんこ保育園 地域子育て支援センターちきんえつぐ	平方 3207-1	970-2280	生後2か月 から	25	月～土	7:00～20:00	1,000円/時
認定こども園小牧 地域子育て支援センターこあら教室	大間野町5-147-1	985-4890	実施していません				
埼玉東萌保育園 地域子育て支援センターあおいとり	川柳町 1-582-1	973-7463					
南越谷保育ステーション	南越谷 1-12-11 イーストビル2 5階	987-6300	生後4か月 から	20	年中無休 (12/29～1/3 休み)	6:30～22:00	500円/時
北越谷保育ステーション	大沢 3-6-1 パルテきたこし3階	970-8200	生後4か月 から	20	年中無休 (12/29～1/3 休み)	6:30～22:00	500円/時
レイクワンの保育ステーション	レイクワン 4-4	940-6883	生後4か月 から	10	年中無休 (12/29～1/3 休み)	8:00～20:00	500円/時

※実施時間、料金等については、変更となる場合があります。

## ファミリー・サポート・センターと緊急サポート・センター

- 一時預かりや保育施設への送迎など、有償ボランティアによる援助が受けられます。
- 定期的な利用は「ファミリー・サポート・センター」、急用時やお子さんが病気のときは「緊急サポート・センター」など、お子さんを預ける事情に応じて使い分けましょう。
- いざというときのために、事前会員登録（無料）をおすすめします。

事業名	利用時間 (受付時間)	基本 料金	サポート内容 (場面)	サポート内容			
				3日前 までに 予約	前々日 ～当日 の予約	宿泊を 伴う預 かり	保育所 等への 迎え
こしがやファミリー・サポート・センター 電話 048-960-2311	6:00～22:00 (受付 9:30～ 17:00・ 日祝休)	1時間 700円～	健康な とき	○	△ 原則3日 前まで	×	○
			病気・発熱 のとき	×	×	×	×
緊急サポート・ センター埼玉 電話 048-297-2903	何時でも 対応可能 (受付 7:00～ 20:00)	1時間 1,000円～ / 1泊 (18:00～9:00) 10,000円	健康な とき	△ 割高	○	○	△ 割高
			病気・発熱 のとき	○	○	×	○ 代理 受診可

## 病児保育・病後児保育

保護者の方が仕事を休むことができないときなどに、「病気」または「病気の回復期」にあるお子さんを看護師と保育士が一時的にお預かりします。

### 利用対象 ・条件

- 市内に居住している生後3か月～小学校3年生
- 勤務等の都合で家庭での保育ができないこと。
- かかりつけ医が病児保育室の利用を認めていること。

施設名	所在地	問合せ	定員	実施日	実施時間	料 金
レイクワンの病児保育室	レイクワン 6-11-4 みずべこどもの家保育園内	048-967-5521	5	月～金 ※祝日除く	8:00～18:00	2,000円/日 ※生活保護の方等は無料 ※別途シーツ代等 がかかります。
北越谷病児保育室	北越谷 2-4-23 きたこしキッズクリニック2階	048-940-0944	6	月～金 ※祝日除く	8:00～18:00	

※上記の市が行う病児保育室のほか、次の場所で病児保育を行っています。利用方法や料金等は直接各施設にご確認ください。

- みんなでつくる病児保育室つむぎのおうち (所在地:レイクワン 2-2-6 電話番号:989-2600)
- とびぼこ舎保育園 (所在地:レイクワン 2-28-14 電話番号:987-1150)

### 利用方法

右の二次元コードからネット予約サービス「あずかるこちゃん」のアカウントを作成し、施設への登録をお済ませください。  
もしもの時にそなえて、あらかじめ登録しておくとも便利です。



「あずかるこちゃん」

①「あずかるこちゃん」  
から施設を予約

②医療機関を受診し  
診療情報提供書を取得

③施設に入室

※予約方法や持ち物などの詳細は、上記二次元コードから「あずかるこちゃん」施設ページ、または右記二次元コードから市ホームページをご覧ください。  
診療情報提供書は、市役所・公共施設で配付するほか、市ホームページからダウンロードできます。



市ホームページ

## 認可外保育施設

- 立入調査等の結果は、越谷市ホームページで公表しています。なお、開設後間もない施設は、立入調査を行っていない場合があります。
- 利用方法、空き状況、料金、新規開設・廃止等の問合せは、直接施設にしてください。

(令和6年7月現在)

施設名	所在地	電話番号 (048)	開所時間	開園日		対象年齢 (月極契約)	定員	施設等 利用給 付対象
				土曜	日祝			
マミー保育室	瓦曽根 3-12-2	966-8313	24時間	○	○	0歳～10歳	45	○
ちゃいるど園	南越谷 4-7-7-101	989-0489	24時間	○		0歳～10歳	26	○
あかねキッズランド	蒲生茜町 12-5	990-0251	7:00～20:00	○		0歳～5歳	16	○
ピーズ インターナショナル プライス 越谷校	西方 2-21-16 2F	940-9810	8:00～19:00			2歳～5歳	50	○

※施設に直接申し込む施設として、上記のほかに「企業主導型保育」があります(⇒16ページ参照)。  
※越谷市外にも認可外保育施設があります。詳しくは、各市町のホームページを確認してください。

令和7年度 越谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準

**■利用調整指数について**  
 利用調整指数は、父母それぞれの基準指数に調整指数を加えて算出します。  
 (例) ・父親が月160時間の就労をしている・・・基準指数20 →「1 基準指数」番号1から  
 ・母親が月108時間の就労をしている・・・基準指数16 →「1 基準指数」番号1から  
 ・小学生の兄が1人いる・・・調整指数 2 →「2 調整指数」番号11から  
 ※この世帯の利用調整指数は、20+16+2=38点となります。

1 基準指数 【基準指数及び調整指数は、利用調整申込締切日を基準日とする】  
 ※令和7年4月入所一次受付については、令和6年11月1日を基準日とする。

番号	保育に当たる保護者の就労等形態			基準指数	採点		認定期間		
	類型	細目			母	父			
1	就労	就労 (その他)	外勤	月160時間以上の就労を常態	20		最長3年間 (事由継続で就学前まで)		
			自営	月120時間以上月160時間未満の就労を常態	18				
				月100時間以上月120時間未満の就労を常態	16				
				月80時間以上月100時間未満の就労を常態	14				
				月64時間以上月80時間未満の就労を常態	12				
			内職	上記以外の外勤・自営・内職(無収入の場合、時間にかかわらず該当)	3			3か月※	
2	求職活動 (就業準備等を含む) (その他)	内定	月160時間以上の就労を常態	10		3か月※			
			月120時間以上月160時間未満の就労を常態	9					
			月100時間以上月120時間未満の就労を常態	8					
			月80時間以上月100時間未満の就労を常態	7					
			月64時間以上月80時間未満の就労を常態	6					
			上記以外の外勤・自営・内職(無収入の場合、時間にかかわらず該当)	3					
		未定	記録により1か月以上前から定期的に求職活動をしていると認められる場合	3					
			求職中(就労先未定)(上記以外)	1					
			3	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など		20		最長3年間(就学前)
			4	妊娠・出産	出産前：出産予定月の前2か月 出産後：出産日の後8週の翌日の属する月の末日		20		左記期間内
5	就学	既に日中、就学・技能習得のため外出を常態		番号1を準用		在学期間内 3か月※			
		日中、就学・技能習得が内定している場合(その他)		番号2を準用					
6	病気がい 障がい	病気 (各種手帳又は保育できない旨が明記されている診断書等により判断)	1か月以上入院している場合(入院予定を含む)	常時病臥 ※1か月以上1日の大半を病床で経過しており、医師から安静療養を指示されている場合	20		最長3年間 (事由継続で就学前まで)		
				自宅療養	精神疾患の療養	精神障害者保健福祉手帳1～3級		20	
			上記以外の程度		17				
			その他の療養		医師が安静(1か月以上)を要すると診断した場合	17			
					医師が通院加療(1か月以上)を要すると診断した場合	13			
			障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A～B		20			
		身体障害者手帳3級、療育手帳C		18					
		身体障害者手帳4級以下		12					
		7		介護 看護	同居	要介護認定4・5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A、精神障害者保健福祉手帳1級保持者		月120時間以上の介護・看護を常態	20
			月80時間以上月120時間未満の介護・看護を常態					17	
別居	要介護認定3、身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級保持者		月120時間以上の介護・看護を常態			19			
			月80時間以上月120時間未満の介護・看護を常態			16			
上記以外の認定保持者又は医師の診断を受けている場合	月64時間以上月80時間未満の介護・看護を常態		15						
			月120時間以上の介護・看護を常態		18				
	月80時間以上月120時間未満の介護・看護を常態		15						
			月64時間以上月80時間未満の介護・看護を常態		14				
上記以外で必要とする場合(入所した場合、別途就労等が必要)	3		3か月※						
8	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	20		最長3年間 (事由継続で就学前まで)				
9	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	20						
10	その他	上記以外で明らかに保育に当たれない場合							

- ※ 1 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する。(基準指数)  
 2 期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中(就労先未定)の指数とする。  
 3 保護者が保育の必要な事由(就労等)が複数ある場合には、原則として指数の高い状況を取り指数を決定する。  
 4 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定する。  
 5 就労時間には、通勤時間は含まない。ただし、休憩時間・残業時間は含む。  
 6 就労等形態が上記の各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる細目に当てはめ、指数を決定する。  
 7 求職活動(内定・未定)・就学内定の認定期間は、期限内に就労証明書等が提出された場合、就労や就学の期間とする。  
 8 面接を済ませていない場合は、原則として利用不可とする。ただし、市内認可保育施設からの移行の場合や、出生前・生後間もない場合、転入・受託などやむを得ないと認められる場合を除く。  
 9 育児短時間勤務等について、終期が明記されている場合は正規の勤務時間等による指数とする。  
 終期が明記されていない場合は、減らした後の勤務時間等による指数とする。

2 調整指数

項目	条件 (「保育所等」とは、保育所・認定こども園・地域型保育をいう)		指数	採点		
	母	父				
個人加算	就労状況	1 重複加算なし 保育士(保育教諭・プラス保育幼稚園の幼稚園教諭)として月20日以上かつ1日6時間以上の勤務をしている場合 ※出産要件での入所申込の場合を除く ※番号1・2に該当する場合、越谷市内の保育所等、プラス保育幼稚園又は認可外保育施設で1年以上勤務することを条件とする ※ここでいう認可外保育施設は、設置届出済のものに限る。	越谷市内の保育所等、プラス保育幼稚園又は認可外保育施設で勤務をしている場合(産前産後休業又は育児休業を取得している場合を含む)★	7		
		2	越谷市内の保育所等、プラス保育幼稚園又は認可外保育施設に勤務が内定している場合(この項目に該当する場合、該当者の基準指数を就労の指数にする)★	4		
		3	越谷市外の保育所等又は認可外保育施設で勤務をしている場合(内定、産前産後休業又は育児休業を取得している場合を含む)★	2		
	家庭状況	4	生計中心者の失業(自発的失業を除く)により就労の必要性が高い場合	3		
		5	保護者が産前産後休業又は育児休業を取得している場合(基準日時点で入所申込児童が保育所等に入所している場合や出産要件での入所申込の場合を除く)	1		
		6	同居者なしの母子(父子)家庭で、就労(又は就学・技能習得)を継続している又は内定している場合	5		
		7	生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合	2		
		8	父母の一人が不存在(死亡、離婚、未婚など)の場合	4		
		9	父母の両方が不存在(死亡など)・里親の場合	7		
		10	父母の一人が単身赴任により不在の場合	2		
		11	子ども(4月1日現在18歳未満)が2人以上いる場合(2人を超える場合は、1人に対し2点加算。)	(人数-1)×2		
病気がい・介護		12	保護者が身体障害者手帳1～3級、療育手帳㉔～B、精神障害者保健福祉手帳1～3級の一つを所持している場合★	3		
		13	保護者が入院中(1か月以上)、常時病臥※1か月以上1日の大半を病床で過ごしており、医師から安静療養を指示されている場合、安静を要する状態(1か月以上)、精神疾患(手帳なし)で療養している場合★	2		
	14	同居の家族(保護者及び入所申込児童を除く)に身体障害者手帳1～3級、療育手帳㉔～B、精神障害者保健福祉手帳1～3級の一つを所持している者がいる場合★	1			
	15	同居の家族(保護者及び入所申込児童を除く)に要介護認定3以上の者(在宅介護に限る)がいて保護者が月64時間以上介護している場合(基準指数が介護・看護要件の場合は加算しない)★	1			
	16	特別支援保育対象児童と特別支援保育検討会議で判定された場合		別枠利用調整		
児童の状況	17	既に兄弟姉妹が保育所等に入所している場合(新年度選考時は、卒業予定児童を除く)又は同時に2人以上の申込をしている場合★ ※兄弟姉妹がプラス保育幼稚園のプラス保育枠を利用している(利用内定を含む)場合を含む	2			
	18	多胎児が同時に申込をしている場合★	4			
	19	地域型保育又は2歳児クラスまでの保育所を入所期間満了で卒園する場合★	10			
	20	認可外保育施設(幼稚園等を含む)などに実績で月64時間以上の預託をしている場合 ※就労等保育認定に該当する事由のため預託している場合に限る(求職中や、育児休業中(認可外保育施設への入所翌月14日までに復帰しない)の預託の場合は対象としない)	基準日時点で、有料で2か月以上前から預託している場合(所定の証明書が必要。また、一時預かりについては領収書の提出も必要)★	3		
	21	同上	基準日時点で、有料で1か月以上前から預託している場合(所定の証明書が必要。また、一時預かりについては加算対象としない)★	2		
	22	認定こども園入園者で同一園での認定区分変更(1号→2号)のみを希望しており、入園から3か月以上経過している場合(3か月未満の場合は番号23を適用)★	5			
	23	保育所等に入所しており、保育所等の移行希望者の場合★	3			
	減算指数	世帯減算	同居祖父母 24	同居している65歳未満の保護者の父母が無職、求職中又は月64時間以上の就労をしていない場合(疾病等で保育に当たることができない場合を除く)	-10	
育児休業延長等 25			育児休業の延長を許容できる等、調整指数の減算を希望する場合(この項目に該当する場合、基準指数及び他の調整指数については適用しない)	-100		
広域入所		26	入所児又は卒園児の利用者負担(保育料)等を3か月以上滞納している場合	-3		
		27	利用者負担(保育料)等の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られないなどの場合	滞納月×-2		
28		市外在住者(転入予定者を除く)	勤務地が保護者の一方又はどちらも市内の場合	-20		
29	同上	勤務地が市外の場合(求職中、就労先未定を含む)	-30			
その他	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)		20			

※1 調整指数の加減算は、基準指数に対して行う。

※2 番号1～3は、父母それぞれについて該当する場合に、それぞれ指数を加算する。

※3 番号1～3、12～13、14～15、17～18、19～23は、それぞれ重複して加算しないものとする。(★)

※4 調整指数は、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用する。

■利用調整(選考)について

入所希望者が保育所等の定員を超えた場合などには、利用調整(あっせん)が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数の高い方から入所者を決定します。

【利用調整指数が同点の場合の優先順位】

- 1 越谷市在住者(転入予定者を含む)
- 2 同居者なしの母子・父子世帯、生活保護世帯
- 3 基準指数が高い者
- 4 同世帯に障がい者がいる場合
- 5 養育している未就学児の人数が多い者
- 6 父母の勤務先等が市外(草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町・春日部市・さいたま市岩槻区・さいたま市緑区・川口市を除く)の場合  
勤務先等が①全員市外、②市外・市内、③全員市内の順で優先順位が高くなります(上記近隣地域はこの項において市内として考える)。
- 7 令和6年度(利用者負担額切替後は令和7年度)市民税所得割額の低い世帯(同額の場合は、収入の低い世帯を優先する)
- 8 同一年度中に入所内定等を辞退していない者
- 9 証明書等提出書類が全て提出されている者

※施設名の左側の数字は「施設コード」です。  
 保育施設の利用調整を申し込む際、できる限りご記入ください。

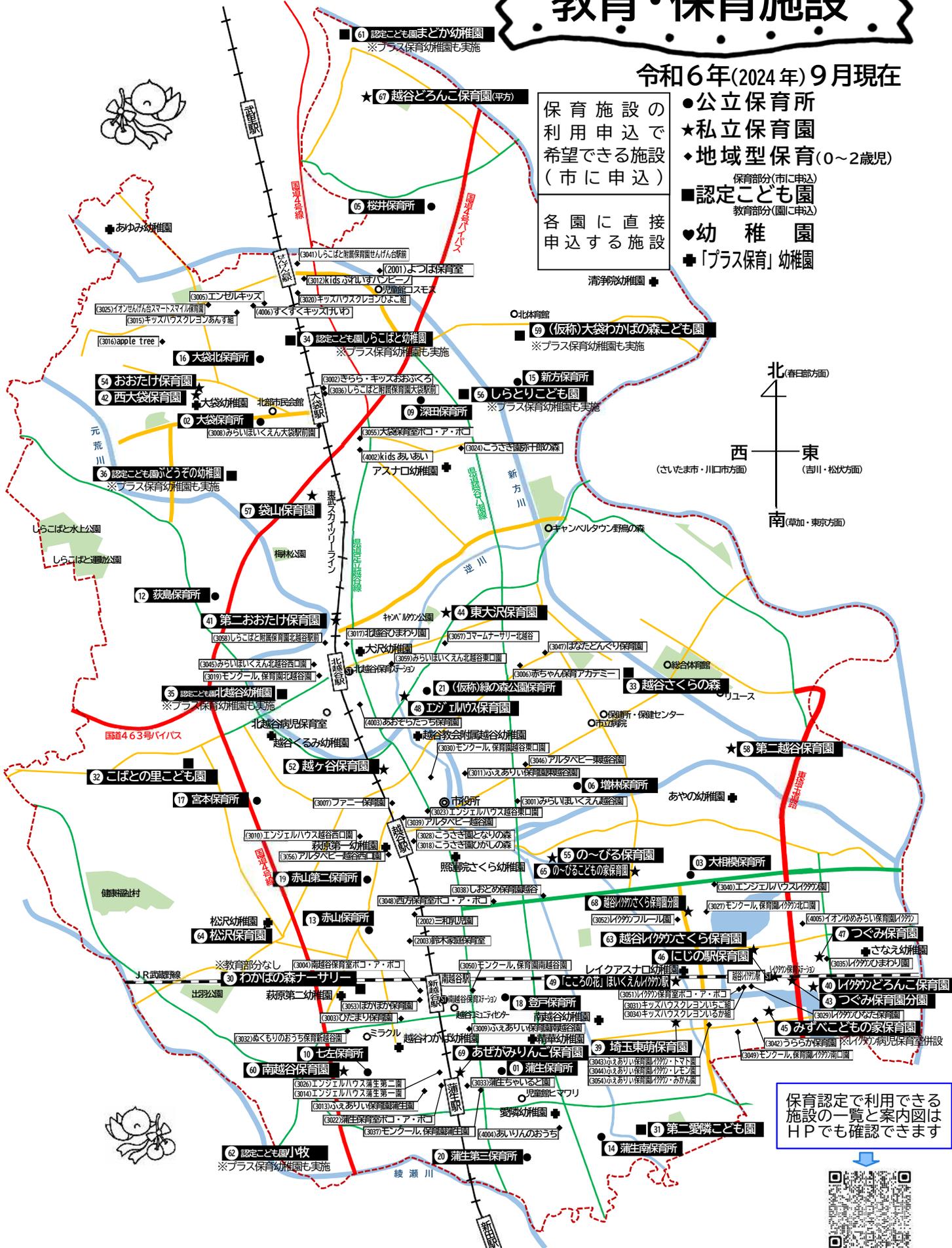
# 越谷市内の 教育・保育施設

令和6年(2024年)9月現在

保育施設の利用申込で  
 希望できる施設  
 (市に申込)

各園に直接  
 申込する施設

- 公立保育所
- ★ 私立保育園
- ◆ 地域型保育(0~2歳児)
- 認定こども園  
保育部分(市に申込)  
 教育部分(園に申込)
- ♥ 幼稚園
- 「プラス保育」幼稚園



保育認定で利用できる  
 施設の一覧と案内図は  
 HPでも確認できます

